# 聖トマスに於ける恩寵と自由意志について

スンマ・テオロギカを中心に----

印

具

徹

によつて、人間は、たしかに楽園を追放され、原人アダムに賦与されていた「原義」(justitia originalis)を喪失し 聖トマスは、聖アンセルムスの如く、人間は「原罪」によつて全的に墮落したとは、決して説かない。彼は、「原罪」

たとは主張するが、しかし、そのことによつて人間性は全く悪になつて仕舞つたとは云わず、ただ最初の義の状態の

い。意志は、云わば「徳への傾向」に於て、「半減されている」のである。而して、かくの如き「病める意志」をも(も) る本質的な能力である自由意志は、なるほど傷き病んで悪に傾き易くなつたが、全く悪に固定して仕舞つたのではなる本質的な能(2) 調和が破れ、その人間性が傷き病むに至つたに過ぎないと論ずるのである。従つて、聖トマスによると、人間に於け(1) つ人間の状態は、まさに、「恩寵の救以前」(ante reparationem gratiae) に於ける、不道徳な、「墮落せるもの」

(natura corruptae) である。ところで、この「墮落せるもの」が、「恩寵」によつて救われると云うこと、即ち、(6)

「神の子」とされると云うことの内面的意味をめぐつて、聖トマスに於ける「恩寵と自由意志」について論じたいと

1 S. Th. I<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, 82, a, 1

聖トマスに於ける恩寵と自由憲志について

思う。

Est enim quaedam inordinata dispositio proveniens ex dissolutione harmoniae quae (in qua) consistebat ratio

originalis justitiae......Unde peccatum originale «languor naturae» dicitur. J

- 20 5. 111. 1, Q. 03, a, 4.
- α S. Th. I<sup>n</sup>—II<sup>ne</sup> Q, 83, a, 3.

つところの能力に、本来的に、それが、関係することは明らかであつて、その能力は意志である」と主張している。 justitiae)は、「魂の能力に関係する」(re-spicit potentias animae) ことをのべ、かくて、「罪への顯著な傾向をも 聖トマスは、ここで「原義の根拠を構成する調和の解体」(dis-solutio harmoniae in qua consistebat ratio originalis

- \* S. Th. I<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, Q, 88, a, 1 et a, 2.
- ы S. Th. I<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, Q, 85, a. 1.

[, scilicet ipsa naturalis inclinatio ad virtutem, diminuitur per peccatum.]

S. Th. I<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, Q, 114, a, 2.

6

[-quod hominis sine gratia duplex status considerari potest sicut supra (Q, 109a. 2) dictum est: unus quidem reparationem gratiae. naturae integrae, qualis fuit in Adam ante peccatum, alius autem naturae corruptae, sicut est in nobis ante

statum iustitiae)移されることである。而して、このことは、「病める意志」が「健なる意志」に変えられることで 然的なもの」(quiddam supernaturale in homine a Deo proveniens)を恩寵と考えたのである。即ち、「不義」な しての人格的な恩寵に注意を向けているが、しかし、論理的、存在的には、「人間に、神によつて与えられる、或超自 スは、恩寵を如何に考えたか。彼は、後に述べる如く、「神によつて動かされる」と云う言葉が示す様に、神の働きと つて動かされる」と云う事が必要であつた。即ち、恩籠によてのみ、そのことが可能だつたのである。では、聖トマ なければならない。ところで、かくの如き「移行」乃至「変化」が実現するためには、聖トマスによれば、「神によ 「罪」ある、「不義」の人間が救われ、「神の子」とされるとは、「罪の状態から、義の状態へ」 (a statu peccati in

観を展開しているのである。 格的な神の働き」に重点をおくよりも、寧ろ、「注入された恵みの実体的贈物」に其の重点を置き乍ら、自らの恩寵 かくして、ゼーベルグも主張する様に、聖アンセルムスとは違つて、何れかと云えば、少なくとも存在的には、「人 ために要求されるところの、かの第一のものたる、 る人間の魂の中に「注ぎ込まれた実体的な贈物」が、恩寵であつた。それは、まさしく、「不義」なる人間の義化の(4) 「恵みの注入」(gratiae infusio)に外ならない。聖トマスは、

だし、この場合、聖アンセルムスに於ける場合と異なり、「病める意志」は、恩寵によつて、全く破壊されて、真に新 としての聖トマスに於ける「恩寵」は、同時に「神意に適せしめる恩寵」(gratia gratum faciens)である。つまあり、変化である。それ故に、人間の魂の中に与えられた「贈物」(donum)である「注賜的恩寵」(gratia infusa) に「存在」(esse) として注入された恩寵(gratia infusa)により、「病める意志」は内より「完成」(perficio) さ れる」(per eam enim et liberum arbitrium movetur.) のである。つまり、質料に対する形相の如く、魂の中(fi) れ essentia animae)ところの、「ある贈物」である。従つて、かかる「恩寵」は、恰も質料に於て配置されるのでな に至つた人間の意志は、この「形相」の如き恩寵により、形を整えられて、癒され健なるものとされるのである。た いなら存在し得ないところの「形相」(forma)の如きものであると考えられる。実に、罪により、崩れて傷き病む(゚゚) さに、「人間に、神によつて与えられる或超自然的なもの」であつて、「魂の本質の中に存在する」 (quod sit in 聖トマスに於ける「恩寵」は、かくして、単に神の「永遠の愛」や、「罪の赦し」ではなく、それは実体的に、ま 髙揚されるのである。これが聖トマスに於ける、「病める意志」より「健なる意志」への「恩寵」による移行で 聖トマスに於ける「恩寵」は、「病める意志」を癒し、これを整えて、「健なる意志」とし、神の御眼に「適せし 「健なる意志」へと作り変えられるのではない。そうではなくて、ただ、「自由意志は、それによつて動かさ(19)

り、

める」恩寵なのである。従つて、かかる恩寵は、又、人間の魂に宿つてこれを聖とし、神の生命にあずからせる恵み

としての、「成聖の恩寵」(gratia sanctificans)に外ならないのである。

註 1 S. Th. I"—II", Q. 113, a, 5.

聖トマスは、ここで明らかなる如く、「罪の状態より義の状態へ」の移行は、「神によつて動かされる」と云うことな  $\lceil - 
vert$ , iustificatio impii est quidam motus quo humana mens movetur a Deo a statu peccati in statum iustitiae.vertしには考へられない事を主強している。

2

3 S. Th. Ia-IIae, Q. 110, a, 1. 聖トマスは、ここで、恩寵は通常三様に理解されるとして、三つの場合をあげ、わけても、「惠みによつて與えられた

(Secundo sumitur pro aliquo dono gratis dato: sicut consuevimus dicere, Hanc gratiam facio tibi) 💫 ( 特に恩

寵として重視している。

Seeberg: Lehrbuch der Dogmengeschichte, II, 2, C. 2, § 57 cf.

S. Th. I<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, Q. 113, a. 6.

5

Seeberg. 同右

6

S. Th. I<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, Q. 110, a, 1, ad 1 et 3,

peccatorum non fit sine aliquo effectu divinitus in nobis causato, ut infra patebit (q. 113 a, 2). Non ergo sola remissio peccatorum ad gratiam pertinet, sed etiam multa alia Dei dona. Et etiam remissio

8 S. Th. I<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, Q. 110, a, 4.

S. Th. Ia—IIae, Q. 112, a, 2.

9

[; quia nulla forma potest esse nisi in materia disposita.]

S. Th. III, Q. 63, a. 5, ad 1.

Nam gratia est in anima sicut quaedam forma habens esse completum in ea.

- 10 S. Th. I. Q. 1, a, 8 ad 2; Q. 2. a. 2 ad 1.; IIa-IIae, Q. 188. 8c. [gratia non tollit naturam, sed perficit et supplet defectum naturae-
- S. Th. I<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, Q. 113, a. 7.
- 12 11 Quaestiones Disputatae, Q. XXVII, a. 1 (de veritate) [..., et hoc donum dicitur gratia gratum faciens;......]
- S. Th. III. Q. 60, a. 1, III, Q. 69, a. 1.

単に約束としてではなく、存在(esse)的に高揚され、価値ある行為の主体とされる訳である。 寵」によつて、弱くなつていた人間の意志は、「その欠陥を補先され」(supplet defectum naturae)、現在に於て、 る。而して、この「成聖の恩籠」の重視は、必然的に、人間の自由の強調と結びつくのである。つまり、「成聖の恩 sanctificans) であることを理解することが出来た。しかし、聖トマスに於ける「恩寵」は、ただ一義的に、これに つきるのでは決してない。だが、「成聖の恩寵」が、彼の思想体系に於て重大な 意味をもつていたことは 事実 で あ 聖トマスに於ける「恩寵」について、種々考察を進めて来たが、遂にそれが、「成聖の恩寵」 (gratia

Dei+similitudo Dei」と云う完全な現実態を求めるに至る訳で、その論理的欲求が、「成聖の恩寵」説の主張となる litudo Dei)を失つたので、「神の像(imago Dei)が弱くなつたと云う半墮落説にあつては、必然的に、 —imago に一言した如く、彼が全墮落説をとらなかつたことによると云えるだろう。即ち、原罪の結果、 る。 のである。従つて、聖トマスが、「恩籠」は「神の相似」(similitudo Dei)であると述べたことに、我々は深い意味(3) しかし、一体、何故に、聖アンセルムスとちがつて、聖トマスは、「成聖の恩寵」を重視したか。これは、最初 :くの如く、聖トマスに於ては、「成聖の恩籠」の重視が、「自由意志の強調」となつて現われたと云えるのであ 「神の相似」(simi-

£.

を見出さねばならない。

る。勿論、云うまでもなく、それが愛に帰せられると云つても、人間が「義」とされ、「神の子」とされる以前には、(6) だ自由なる行為の形相の中に存在している。つまり、原理的には、「功徳」は、人間の「愛」に帰せられ る の で あ gratia sanctificans」が、彼の意志論に於ける重大問題であつた。而して、かくの如く、云わば存在的に聖化された を与えられるわけである。 ある。しかし、この区別は、実際には、単なる抽象に過ぎないのであつて、具体的には、「功徳」は、あくまで、た も、「功徳」には、「等価的功徳」(meritum de condigno)と「合宜的功徳」(meritum de congruo) との別 から生ずる「功徳」は、神の永遠の報いに値する、云わば人間の側に於ける、一種の資格であると云えよう。もつと る恩籠の主要なる目的は、ここにあるとも云える。たしかに、恩籠は、「功徳的行為の源泉である」。かくして、恩籠(4) 価値を獲得することを主張すると云うことになるであろう。 又、 事実ゼーベルグも 述べる如く、 罪人の中へ注がれ ものとしての、人間の自由意志を主張することは、必然的に、人間の行為が、神の前に「功徳」(meritum)と云う めて完成されると主張するのである。つまり、「imago Dei+similitudo Dei」に即して、「liberum arbitrium+ 「功徳」は想像も出来ないことがらであつて、ただ「義」とされた後に於ける人間の業としての「功徳」(meritum) とにかく、聖トマスは、自由意志の問題に深い関心をはらい、それは、彼の重視する「成聖の恩籠」によつて、 聖トマスに於ける真の「功徳」なのである。人間は、まさに、かくの如き「功徳」によつて、「永遠の生命」

### 1 Seeberg, D.G. II, 2, c. 2 § 57 ct

N De Veritate Q. 24, a. 14 ad 3.

が「永遠の生命」を得ることに対し、人間の自由意志は「無力をもつ」 遠の生命」を興えられることである故に、 meritum を獲得することが單に自由意志のみでは不可能である以上、人間 壑トマスは、罪を犯さぬことと、meritum を獲得することとを区別し、人間の窮極目的は勿論 meritum によつて「永 (impotentiam habere) ものであることを否

定していない。従つて、半魔落説と云う意味は、人間の自由意志のみで、すこしは「永遠の生命」をうることが出来る

- と云うのでは決してない。
- 3 S. Th. III,Q. 2, a. 10 ad 1; Q. ဏ ā 4 ad
- 4 S. Th. I<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, Q. 109, a. 6. Seeberg, D. G., II, 2, c. 2, §57.
- 5 Et talis praeparatio voluntatis non potest fieri sine habituali gratiae dono, quod sit principium operis merit-
- 6 S. Th. I<sup>a</sup>-II<sup>ae</sup>, Q. 114, a. 4 orii, ut dictum est (a. 5). J
- attribuitur. [Unde etiam secundum quod ad rationem meriti requiritur quod sit voluntarium, principaliter meritum caritati
- 7 Seeberg, 前出、参照。たいし、「最初の恩寵」獲得に当り有効な他の人の「功德」は、たい「meritum de congruo」 のみである。(S. Th. Ia—IIae, Q. 114, a.6.)

うなら、恐らく聖トマスの本来の考えは正当に理解されたとは云えないだろう。 二つは、スコラ神学、ことに聖トマスの思想に於ける卓越した二要素なのである。しかし、その論理の徽密さと周到 さとを示す著しい特徴である、この二つの要素を、もし、神から幾分離れて独立しているものであると見做して仕舞 以上に於て、我々は、聖トマスに於ける「恩寵」と、「自由意志」乃至「功徳」とについて、一応論じたが、この

の聖トマスの思想体系に於ける重大な要素であつた、かの「功徳」(meritum)の概念をめぐつての思想は、いつし 「信仰」から遊離した、否寧ろ信仰に対立したものとしての、誤れる「贖宥」(indulgentia)の思想へと逸脱し、 たしかに、聖トマスが考えていた様な「恩寵と自由意志」に関する思想は、中世末期に至つて著しく歪められ、か

<u>ታ</u>ነ

になり始めるとき、その或る「危険性」が霊骨に現われ、所謂「業による成聖」(Werkheiligkeit)が主張されるに は、その「或る危険性」は決して表面化しないであろうが、「教会」が霊的権威を失墜し、ただ外的形式的且つ物的 も、藏されていたことを否定することは出来ないのではないだろらか。つまり、聖トマスの、論理的に余りにも優れ が、そうは云りものの、聖トマスの「功徳」(meritum)の思想に、―それは、聖アンセルムスの「意志の正しさ」 至るのである。 はないだろうか。勿論、「法王権」(Papalhoheit)が確立し、 と云うこと、―そのこと自身が、かえつて神学的な弱さであり、そこに「或る危険性」が存在していたと云えるので それらにより、 た思想は、今迄に論じて来た「成聖の恩寵」(gratia sanctificans)と「功徳」(meritum)の概念のみをめぐつて、 えつて、―後の時代に至つて、「業による成聖」の思想へと墮落する或る危険性が、 勿論本質的 にではないにして (rectitudo voluntatis) の思想に比し、たしかに論理的優越さを示していたが、しかしその論理的優越さの故に、 る。 よう。しかし、これはあくまで聖トマス以後の歴史に於て犯された誤であつて、 聖トマス自身の 責任 ではない。 だ かくて遂に「業による成聖」(Werkheiligkeit)の思想が、一般に事実に於て示れるまでに墮落して仕舞つたのであ かのドミニコ修道会のヨハン・テッツェル(Johann Tetzel)の言動は、そのことを雄辯に物語つていると云え 一応神との人格的交りから独立的に、体系づけられただけでも、思想として充分な意味をもつていた 「教会」 が 霊的権威にみたされていた時代にあつて

堂を建築するため、独逸の諸司教区に贖宥状を頒布し、広く資金を集めた 時代であつた。 従つて、 全体的に、 法王ユリウス第二世(一五〇三―一五一三)の発願の後をうけて、 は、まさに霊的であるよりも、寧ろ物的であつた。而して、テッツェルが、マクデブルク地方の大司教アルブレヒト 既にのべた如く、歴史的にみて、かのテッツェルが活躍した時代は、法王レオ第十世(一五一三―一五二一)が、 ローマのヴァティカン宮殿に壮麗な聖ペテロ礼

て、支配的となつた思想は、幾度も述べた如く、「業による成聖」であつたのである。 の下で、法王が頒布した贖宥状を売り捌くため、自分自身の罪の赦のためのみでなく死者のために之を購えば、「金 が箱の中に音をたてるや否や霊魂は天に飛び上がる」と述べて、旗をたて鐘をたたいて町から町へと歩き廻つたこと 当時の状況を最も端的に表現していると、或る意味では云えると思う。そして、 それ故にこそ、 中世末期 に 於

はなく、寧ろ教会のためになされた「抗争「(プロテスト)であると考えるべきであろう。かくて、「改革」(レフ に、ルターの宗教改革の歴史的必然性があつたと云えよう。従つて、ルターの「プロテスト」は、教会に敵対してで ルム)は、「革命」ではなく、「教会の建て直し」であつた。(4) ところで、この、福音的には明らかに墮落したと考えられる思想は、世俗的民衆には 歓迎 されたのである。 そ こ

- 註 O. Scheel: Martin Luther. Bd. II. 1917. S. 84. A. V. Harnack: Lehrbuch. 1932. S. 623
- Johann Tetzel; (1470—1519)

2

- a Dominican monk of eloquence. (Walker; a History of the Christian Church, p. 340)
- 3 したがつて、「meritum」が、必然的に、「Werkheiligkeit」につらなると考える事は誤謬である。 聖トマスの恩寵論は、單に「gratia sanctificans」に止まらず、更に、「gratia actualis」が問題とされねばならない。
- 4 バルト著真方訳

「プロテスタント教会への問としてのローマ・カトリシズム」cf

### 四

である故に、現実の教会が霊的権威を失うとき、その影響をうけ、いつしかそれが墮落するのは当然であつた。しか 以上論じて来たことによつて、明白なる如く、聖トマスの神学は、それが神学である限り、必然的に「教会の学」 聖トマスの神学が主知主義的であつたことは、「業による成聖」の思想を結果として引きおこすであろうことも

C

は、これより「助力の恩籠」について述べたいと思うのであるが、それに先立ち、その論述を便にするため、 て、この「助力の恩籠」は、 ことに止まつてはならないのであつて、 霊的な教会に於ける祈禱 (Oratio)や「ミサ聖祭」(missa)を通して、そ に於ける「恩寵と自由意志の問題」が、正しく論じられるためには、単に「存在」(esse)的に、それが論じられる 又止むを得ない事柄であつた。中世末期は、そのことを、遺憾なく歴史的に実証したと云えよう。 れは繰返し神の働として与えられる「助力の恩寵」(gratia actualis)に即しても亦論じられる必要があつた。而し 「成聖の恩籠」と「自由意志」の関係を、「功徳」の問題をぬきにして、明らかにすることから始めたい。 聖トマスに於ては、「成聖の恩寵」と並んで重視さるべきものであつたのである。 かくて、聖トマス 今一度 我々

優れた理性に限られるのである、―「神の存在」と「神が唯一でいます」と云うことを、ながい時日を 必要 と し 乍 落説をとらなかつた聖トマスの立場では、「人間の理性」(ratio humanae) が、 では、充分に超自然的目標をめざすことも、又すべてに優つて神自身を愛することも出来ない訳である。(2) ものであるところの、生れ乍らの人間は、それなしに、ただ人間の魂の「能力」(potentia)としての自由意志だけ(1) 意志」をもつたところの、 えざるを得ない。 でないなら、果して神を真に愛すると云えるだろうか。ことがらが、超自然的問題であるだけに、それは「否」と答 ではないが、とにかくある程度愛することが出来得ると考えられるであろう。しかし、「充分に」でなく、又「純粋に」 とえ病んでいるとは云え、ごく少数の意志に限つて一、存在する唯一の神を、充分にではないが、 ら、又多くの誤謬の混入をゆるし乍らも、とにかく一応認識し得ると考えられる如く、その様に人間の意志も、一た 「成聖の恩寵」(gratia sanctificans)は、―それは又「常住の恩寵」(gratia habitualis)であるが、 かくして、聖トマスに於ては、人間には、「成聖の恩籠」(gratia sanctificans)が絶対的に必要 云わば霊的に死せる人間を超自然的に生かす恩寵であつた。従つて、超自然的には死せる 一それは、ごく少数の人の極めて 叉必ずしも純粋に | 「病める

の解釈をみるとき、更に明らかにされると思う。 であつたと主張されていた、と云うふうに考えるべきであろう。このことは、エペソ書五章十四節に対する聖トマス

恩籠の助けなしに、それ自身によつて罪から再び立ち上ることは出来ない」ことを主張しているのである。更に、この籠の助けなしに、それ自身によつて罪から再び立ち上ることは出来ない」ことを主張しているのである。 先行すると云う様に理解すべきではない」と論じている。つまり、聖トマスは、「人間は、如何なる方法によつても、(5) 前もつて要求される」のであることを示した言葉だろうか。たしかに、ペラギウス的立場に於ては、かくの如く解せ る必要があることを、聖トマスは主張するのである。 ち上るためには、先づ「助力の恩籠」(gratia actualis)が、次に「成聖の恩籠」(gratia sanctificans)が与えられ とする恩寵の光』(lumen gratiae iustificantis)を受ける」のであると云うことになる。つまり、人間が罪から立 動かされた自由意志によつて』(per liberum arbitrium a Deo motum) 罪から起き上ろうと努力するとき、『義 の主張をおしすすめて云えば、人間は、「神の助け」(auxilium Dei) により強くされた自由意志、即ち、「『神から られることであろう。だが、聖トマスは、かかる解釈に反対し、自力による「罪からの完全な再起が、恩寵の照明に mortuis, et illuminabit te Christus.) と述べているが、これは、「罪から更生することが、恩寵の照明のために、 エペソ書五章十四節で、聖パウロは、 「死人の中より立ち上れ。さらばキリスト汝を照し給はん」(Exsurge a

であろう。しかし、「助力の恩籠」により、罪から起き上ろうと努力して、「成聖の恩寵」を与えられた 後 に 於 て いずれにしても、聖トマスにあつては、自由意志には、「成聖の恩籠」が絶対的に必要とされていたと考えるべき 依然として、 「助力の恩寵」が聖トマスによつて重視され、その必要が主張されていたことを忘れて は なら な

### 註 1 S.Th. I, Q. 83, c. 2

- N S. Th. I, Q. 83, a. 1, ad. 2
- [; sed quia liberum arbitrium ad hoc non est sufficiens, nisi moveatur et juvetur a Deo]
- α S. Th. [a—] ae, Q. CIX, a. 7

[Sed resurgere a peccato praeexigitur ad illuminationem gratiae.]

- 4 るに至つて、明白にされた。而して、ペラギウス派の人々は、罪は避け得られるものであると考え、自由意志を強く主 ペラギウスの立場は、四一一年に、彼と彼の弟子ケレスティウスとがアフリカへ渡り、聖アウグスティーヌスと論争す
- ω S. Th. [a— [ae, Q. CIX, a. 7, ad 1.

praecedat illuminationem gratiae. Et ideo cum dicitur, Exsurge, et illuminabit te Christus, non est intelligendum quod tota exurrectio a peccato

- © S. Th. [a— [ae, Q, CIX, a. 7.
- [-quod homo nullo modo potest resurgere a peccato per seipsum sine auxilio gratiae.]
- 7 iustificantis. S. Th. | a— | ae, Q. 109, a. 7 ∫: sed quia cum homo per liberum arbitrium a Deo motum surgere conatur a peccato, recipit lumen gratiae

### 五

的に「健なる意志」をもつ強きものとされるのである。この点を、ドミニコ会修士ハインリッヒ・デニフレが、ルタ(1) であることを主張する。もし、そうでないなら、「義認」に於て変化するのは、人間でなく、寧ろ神であると云うこ ーを批判した中で、特に強調している。即ち、彼は、人間が「義」とされた場合、その「義」は、人間に内在するの 成聖の恩寵」は、人間の魂に生命を与える。「病める意志」をもつ弱き人間は、たしかに、それによつて「存在」

とになり、それは矛盾であると云わざるを得ない。かくて、彼は、人が「義」とされるのは、あくまで「存在」的に

ことは、「存在」的に「義」とされるのであると云う彼の主張は、まさに聖トマスの主張であると云うことが出来る。 「義」とされるのであることを強調するのである。このデニフレのルター批判の当否は兎に角として、「義」とされる

actualis) が必要である。 外ならない。それ故に、人間は、「成聖の恩寵」により、可能性に於て、よき行為の主体とされた後も、 く、失われる危険に常にさらされている。即ち、魂の恩籠に対する不忠実—「死罪」(peccatum mortale) ては、ただ可能性に於てのみ、よき行為の主体とされるに過ぎないのである。(4) に、 のである。しかし、人間は、 との交りを保つのでなければならない。換言すれば、くり返し、「助力の恩籠」を、人間は、受け続けねばならないの り、その可能性は喪失するのである。而して、「死罪」は、まさに神意に対する違反であつて、神との交りの断絶に を与えられ、 り、人間が、 えられていた「成聖の恩寵」をすら喪失するに至るのである。かくして、聖トマスに於ては、「成聖の恩寵」と同時 としての「成聖の恩寵」を魂の中にもつ場合でも、 て絶えず永遠の生命の目標へ向つて歩み続けなければならない。 人間は、聖トマスによると、一神の本性の参与」である「成聖の恩寵」により、 神から離れ、 「助力の恩籠」が常に重視されているのであつて、決して単に「贈物」(donum)としての 「恩龍」 のみによ 神から独立して、直ちに、現実的に価値ある行為の主体とされるのではない。従つて、 それが 「助力の恩寵」を無視するなら、魂は、強く独立して存在することが出来ぬばかりでなく、既に与(マ) 人間の魂の本質に宿り、意志を内面的につき動かし高揚したにしても、人間は、 人間は、いかなる場合にも、たとえ、「神の本性の参与」(participatio divinae naturae) 「成聖の恩寵」により、 神から離れて独立して存在することは出来ないのであつて、 も 存在的に変化したにしても、 而して、 そのためには、 しかも、その可能性は、 勿論完成したわけではなく、従つ 内的に、存在的に変化させられる 「助力の恩寵」 そのことによつ 「成聖の恩寵 前述 いよいよ神 (gratia せる如

その「スンマ」についての研究書の中で、「神へのよりすがりから逃れることは、

かくして、ファル

v ルが、

て、「神へのよりすがり」が失われれば、価値ある行為は、現実態に於ては勿論のこと、可能態に於ても、本質的に 行為の絶滅を意味する」とのべているのは誠に興味深い。誠に、現実的な一切のものは、ただ神から来る の で あ つ(5)

は消滅せざるを得ないのである。(6)

- 註 1 Heinrich Denifle, Luther und Luthertum in der ersten Entwicklung quellenmaessig dargestellt, Mainz, 1904. この本は、原著者の死後 Albert M. Weiss によつて増補された。
- α gratia est participatio divinae naturae.
- (S. Th. ]<sup>a</sup>- ∏<sup>ae</sup> Q. 110, 3, 4 c; Q. 112 1 c; Q. 113. 9 c; Q. 114. 3 c;
- S. Th. \[ \( \bar{\}^{\alpha} = \bar{\}^{\alpha\circ} = \bar{\}Q. 19. 7 c; \[ \bar{\}Q. 2 a. 10. ad 1; \bar{\}Q. 3 a. 4 ad 5; \bar{\}Q. 62 1. 2 c.) \]
- ∞ S. Th. I<sup>n</sup>—I<sup>ne</sup>, Q. 72, a. 5 ad 1; Q. 87, a. 5 ad 1.
- 4 S. Th. I<sup>n</sup>—I ne Q. 114, a. 3

aequalis in virtute:—J [quod gratia Spiritus Sancti quam in praesenti habemus, etsi non sit aequalis gloriae in actu, est tamen

- ы Walter, Farrell: A Companion to the Summa, Volume II, p. 422.
- 6 S. Th. Ia-IIae, Q. 133 2c; IIa-IIae, Q. 10 4c; Q. 24 2; III. Q. 86 3c.

Gratia gratum faciens amittitur per quodlibet peccatum mortale.

### <u>+</u>

ぎる場合に、その引張りを可能にするため用意された臨時の馬の如きものが、「助力の恩籠」であるなどと考えるべ 固有的な補助的問題であると考えてはならない。即ち、荷物を引張るに当つて、一頭の馬では余りに其の荷物が重す(『1) sanctificans)と同様に重大視していたのである。我々は、それ故に、この「神の行動」としての「助力の恩寵」を非 以上に於て論じたことで解る如く、聖トマスは、 「助力の恩寵」(gratia actualis)を、「成聖の恩寵」(gratia は、他に多くの紙巻煙草があるとき、半分吸つたものを人がよく無造作に投げ捨てる如くに、安易に捨て去り得ない ある。而して、この両者は、人間に固有に影響を与え、人間をして、行為の主体たらしめる重大な神の働きなのであ を、行為の「可能態」(in virtute) へ持来らせる恩寵であり、後者は、人間を、行為の「現実態」へ持来らす恩寵で は、まさに行為をなし得る力を与えられた人間を、現実的に、行為の主体とする恩寵である。従つて、前者は、人間は、まさに行為をなし得る力を与えられた人間を、現実的に、行為の主体とする恩寵である。従つて、前者は、人間 その恩籠は、この世に生れた総べての人間に本来与えられるべき恩籠で、一切の超自然的行為の根底に常に見出され (gratia sanctificans) を魂の中に注ぎ込まれ、まさに行為をなし得る位置にまで持ち運ばれるのである。而して、 的助力の恩寵」であつて、無料で充分に与えられる恩寵である。人間は、実に、この恩寵によつて、「成聖の恩寵」(2) 現実的行為を生み出すことが出来るのである。ところで、この「助力の恩籠」には、既に、今迄論じたことによつて つて、今この項で、問題にしているところの、更にはこの後も 問題にしようとしているところの 恩寵である。 るものである。ところが、今一つの「助力の恩籠」は、云わば、「効果的助力の恩寵」とでも云われるべきものであ 明白なる如く、 きではないのである。それは、神の秩序に於ける「固有な行動」である。人間は、実に、この恩寵によつて、始めて かくすることによつて、「助力の唇籠」が、如何に必要なものであるかを示し得たと思う。 一応二様の区別が立てられる。即ち、その一つは、これまでに屢々ふれたところの、 「助力の恩寵」を、以上の如く、二つに分けて考えることは、いささか問題を抽象化する恐れもある 云わば、 誠に、それ それ

に、屢々、 とされるために、又更には、人間が現実的に行為の主体とされるために、 欠くことの出来ぬ恩籠であつた。 かくの如く、 可能的に人間が行為の主体とされるときに、それが必要であることは説かれるが、ひとたび人間の魂の中 「助力の恩寵」は、重大なものであつて、人間が、「成聖の恩寵」を与えられ、可能的に行為の主体 かる

ものである。

恐らく「小児の如く清純無垢」な聖トマスには、思いもよらなかつたことであろう。 ると見做される如き結果が生じたのである。かの、聖トマスに於ける神は、所詮「応報の神」であるとする見解も、 た如き、種々なる誤謬が入り来り、遂には、恐らく聖トマス自身も全く与り知らなかつた思想が、彼自身の思想であ 「成聖の恩寵」が与えられた後に、尚それが繰返し必要であることは見逃されるのである。そのため、 先に述べ

置 - Walter Farrell: A Companion to the Summa, Vol. II, p. 425.

- α S. Th. I, Q. 62 a. 2; I<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, Q. 109 a. 6:
- [Homo sine auxilio Dei gratuito non potest se ad gratiam praeparare,—]

Dei interius moventis. [Unde patet quod homo non potest se praeparare ad lumen gratiae suscipiendum, nisi per auxilium gratuitum

- 3 S. Th. Ia-IIae, Q. 109, a. 9. [Homo in gratia existens indiget auxilio Dei movente ad recte agendum, autem alia gratia habituali.
- 東京神学大学神学会編、「神学」V. 1952, 12, p.162. 参照
- 5 グラープマン著、高桑訳、「聖トマス、アクィナス、その生涯及び思想」p.24 参照。

### t

つた聖アンセルムスは、所謂「成聖の恩寵」によるところの、(1) 否定することは出来ない。勿論、この両者の「協調」は、聖アンセルムスによつても説かれているが、全墮落説をと 必要であることを主張したが、そこに「恩籠」と「自由意志」との「協調」(cooperatio)の問題が存在することを いので、聖トマスの「調協」論とは必然的に著しく相違している。 聖トマスは、既に繰返し述べた如く、人間が、現実的に、「愛」(caritas)を実現するためには、「助力の恩寵」が 「存在」(esse)的に高揚された自由意志を主張しな

ところで、聖トマスの「協調」論は、「助力の恩籠」が二様に分けられることに従つて、二つの場合が 考 えら れ

て、 を魂の中に注入され、「或る変化」をもたらされた人間は、「愛」の主体と、可能性に於て、される。しかし、 をなしうる能力あるもの」となるのではない。勿論、「価値ある業の源泉」である「成聖の恩寵」乃至「常住の恩寵」 よれば、先づ、恩寵と自由意志との「協調」により、 恩寵」との協調により、人間が「愛」の「現実態」とされることを論じている。かくして、聖トマスの「協調」論に 又後者の場合に於て、既に魂の中に注ぎ込まれた贈物としての「成聖の恩寵」により高揚された自由意志と「助力の ち が生じることが見られる。しかし、この「変化」によつて、魂は、全く神から独立して、自己自身によつて「よき業 聖トマスは、罪人の自由意志のみによるのでなく、神の超自然的働きである「神の助け」(auxilium Dei)、 即 「助力の恩寵」によつて、まさにそれらの「協調」により、(3) 「成聖の恩寵」を魂の中に注入される以前と、以後の二つの場合がそれである。而して前者 の 場合 に 於 「魂の或る変化(変質)」(quaedam transmutatio animae) 人間が始めて「愛」の「可能態」とされることを、

証する如く、しばしば繰返された、―そこに「応報の神」の思想が生れ、「愛」の性格は一変して「エロース」とな とはないであろう。たしかに、「愛」が、「助力の恩寵」との深い関連を離れれば、一しかも、その遊離は、 神学の勝れた点ではあるが、又同時に、誤解される恐れと、墮落する危険とが、そのことに蔵していると云えないこ スの言葉によつても理解されると思う。そして、「愛」が、聖トマスの神学の中心問題であるということは、 とをとく、聖トマスの神学にあつて、その中心的位置を占めるものは、たしかに「信仰」であるというよりも、寧ろ 「愛」であると云うべきであろう。そのことは、「信仰の行為は、愛によつて完成され、形成される」との、聖トマ(6) 以上の如く、 「魂の或る変化」が生ずるためにも、又生じた後にも、 恩寵と自由意志との「協調」 が必要であるこ 歴史が実

調」が問題なのである。

現実的に、「愛」の主体となるためには、「助力の恩寵」が必要である。即ち、依然として、恩寵と自由意志との「協

を排除して信仰のみを主張したルターに、却つて愛の純粋性が確保されていたと云えないことはないのである。(マク り、かくて、如何に「愛」が強調されても、愛の純粋性は、そこでは全く失われるのである。而して、救いから「愛」

### 拙著、「アンセルムス研究」参照

S. Th. Ia-IIae, Q. 113, a. 7.

に分けて別々に考えることが、問題を抽象化する危険のあることを、示している。 ことを認めている。このことは、「gratia actualis」を二様に区別して考えたり、又従つて 「cooperatio」の問題を二つ 「Gratiae autem infusio fit in instanti absque successione.」 聖トマスは、かく、iustificatioが、瞬間に於て起りうる

3

S. Th. In-IIne, Q. III, a. 2.

- S. Th. I<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, Q. 113, a. 3ad 3. movetur, operatio non solum attribuitur Deo, sed etiam animae; et secundum hoc dicitur gratia cooperansattribuitur: et secundum hoc dicitur gratia operans. In illo autem effectu in quo mens nostra et movet et  $\lceil ext{In}$  illo ergo effectu in quo mens nostra est mota et non movens, solus autem Deus movens, operatio Deo
- 5 S. Th. Ia-IIae, Q. 109. a. 6.

4

rii, ut dictum est (a. 5). J [Et talis praeparatio voluntatis non potest fieri sin: habituali gratiae dono, quod sit principium operis merito-

6 S. Th. II<sup>a</sup>—II<sup>ae</sup>, Q. 4, a. 3.

7

北森嘉蔵「マルティン・ルター」、第三項参照 ⊺Et ideo caritas dicitur forma fidei, inquantum per caritatem actus fidei perficitur et formatur. J

## 宗教民族学の対象、目的及び方法

棚

瀕

襄

爾

学には異常な発展が行われている。就中社会人類学の発展は方法論上に多くの問題を投げかけている。そこで本稿で は、 十四年の宗教研究誌上に現われたもので、後に「宗教の史実と理論」に収録せられたものである。この間、人類諸科 ているし、又その「宗教民族学の興起」にも宗教民族学の何たるかに関する的確な敍述が見られる。 つて再考し、論点の附加すべきは附加し、明確にすべきは明確にしたいと思うのである。 「宗教民族学」の刊行せられたのは昭和四年十二月のことで、既に四半世紀を経過しており、後者は更に古く、大正 故宇野円空博士の「宗教民族学」にはその第一章から第三章にかけて学史的問題や方法論的問題が精致に取扱われ 勿論不十分ではあるが、これ等諸学の発展に鑑みて、広義の宗教民族学の方法を、研究対象、目的及び方法に分 然し故博士の

iman の如く、これを広義に使用しうるとする学者もあるのであるから、ここでも一応宗教民族学を広義に使用して(1) 見解は、後述するように近来殊に盛んであるが、この傾向のとりわけ強い英国においてすら、ペニマン T.K.Penn-て、民族学 Ethnologie を特種の方法を持つ学問と見て、これに人類学的研究のすべてを代表させることを拒否する ここに宗教民族学と言うのは勿論博士の提唱せられた学名を踏襲するのであり、これを広義に使用する の で あつ

民族学の原語をなすヱツノロジーと言う語は宇野博士によれば一八三九ヱドワーヅ W.Edwards がパリに民族学 宗教民族学の対象、目的及び方法

も何等差支えないと言うのが宇野博士の見解である。 きである。宗教民族学もこの意味における民族学の特殊の部分として発達したのであり、又可能でもあるので、従つ う。然るに一方でユツノロジーは最初から人類文化の研究と認められたことも事実で、ユツノスは民族集団であり、 てそれは宗教民族学と言つた方が一層明確であるが、 民族の研究は主としてその文化的特質の考察に進まざるを得ない。この点でその語源的意味を存して民族学と言うべ その特徴分化は肉体的特質よりは、むしろ文化的社会的性質によるのであるから、この方面から見た人種の種類即ち は明白に考えられておらず、ただ種々なる人種、特に未開民族に関する興味ある研究として迎えられたにすぎぬと言 Société d'Ethnologie を創めてから使われだした由で、当時は人類学との関係若しくはその人類学上の地位の如き 用語のことは強いて固執する必要はなく、宗教人類学と言つて

論これにも例外はある。例えばオランダのヴァン・エールデ J.C.van Eerde はアントロポロギーを人間の学とし て広義に使用し、その中に狭義の自然科学的人類学と文化学を区別するのである。英米のそれはエールデに近いもの(6) いる。従つて例えば独乙で Sozialanthropologie と言えば社会学と形質人類学の中間に形成される学問となる。 気 両 で独仏のそれとは異り、人の科学として最上位に人類学をおき、その中に人間の有機的側面と超有機的側面を分ち、 者を夫々対象とする形質人類学と文化人類学を大別する。 現今では大体民族学は大陸では民族文化の側面の研究を意味し、 人類学 Anthropologie は形質人類学を意味して

義に使用して題名に用いたのである。 とすれば、宗教人類学の用語を新しい意味で使用することも考えられるが、今は先にも述べたように宗教民族学を広 されていないと難じているが、若し民族学の用語が単に人間集団の文化的側面の研究と言う以上に特殊に用いられる 最近も英国の学者と米国の学者との間に論争が行われて、英国学者は米国の人類学には民族学との訣別が 十分にな

### 飪 T. K. Penniman: A Hundred Years of Anthropology, revised ed. 1952, p. 453

- (2) 字野川空、宗教の史実と理論、昭六、六六頁

(4)

- 拙著、文化人類学、昭二十五、五頁
- A. Ploetz: Sozialanthropologie (Kultur der Gegenwart), 1923 usw
- J. C. van Eerde: Inleiding tot de Volkenkunde van Nederlandsch-Indië, 1920.

# 民族学の対象をなすものは古今の未開民族であつた。宗教民族学についても宇野博士は「大体古今の未開宗教がそ(1) 宗教民族学の対象

は妥当なことである。 除外してブロスが試みたように、民族学の対象を現存の未開民族に限り、宗教民族学の対象を現存未開宗教に限るの る。然し研究方法を通じて見れば、この両者は異る対象群であるから、考古学が対象とする先史文化乃至先史宗教を は本質的には異ならぬと思われるから、両者を一括して、古今の未開民族又は未開宗教を対象とする立場 はあ り 得 せられたように、未開民族に二義があり、一は歴史的に古い民族を意味し、二は現存未開民族を意味する。この両者(3) の対象をなすと見て差支えないであろう」としておられる。ところが曾てロキー、R.H.Lowie によつて明確に指摘(2)

けれどもここで問題としたいのは、未開と開化とを如何にして区別するかについてである。

に対する文化なき民族ではない。それでラッツエル F. Ratzel などは貧文化民族 kulturarme Völkerの用語も用 引用しているファン・ゲネップが、大工業組織の生産時期に達しない民族を民族学の対象としたような 方法 も ある るが、これでも厳密な限定にはなつていない。それでは如何にして区別するのか。これについてはプロス A. Bros も 周知の如く未開民族は独乙語ではより屢々自然民族 Naturvölker と呼ばれている。然し勿論自然民族は文化民族

宗教民族学の対象、目的及び方法

が、大工業組織に達しない民族を未開民族とするのではあまりに広きにすぎる。(マ)

芸術、 時代の為に記録することによつて、知識及び道徳的発達の絶えざる鎖の中に過去と未来とを結び合せる役割を果した であり、道具は木、石、骨で作る石器時代に属する。半開段階では農耕に進んで定住村落や町の生活がはじめられ、 とするのである。つまりタイラーでは野蛮、半開の段階にあるものが未開民族なのである。 る。最後の文明段階は記述の技術のはじまると共にはじまつたもので、それは歴史、法律、知識及び宗教を来るべき barbaric 文明 civilized いて、この段階に属すると見られる。この段階でも尙石器を使用するものもあるが、 いた段階で、熱帯では一定の地域に小氏族を支え得たが、より寒い地方では食物を求めて放浪しなければならぬ状態 W.Schmidt の如き著名な学者によつて採られる。タイラーは厳密に言えば人類文化の発展を野蛮 無を標準として未開民族と文化民族を区別せんとするものである。 この標準はタイラー、 現今の民族学乃至人類学者は凡そ二つの見地から未開民族と文化民族どを区別していると言えよう。 知識、 行儀、 政府の発達があつた。牧畜民は移動しなければならぬが、畜群から絶えず乳と肉の供給を受けて の三段階に分つ。最下位の野蛮段階は一言にして言えば、人間が野生の動植物に依 大部分は金属器時代に進んでい E. B. Tylor savage' 一は文字の有 シュ ミット 存して

ぶ。半文化民族は食糧獲得に関しても、火の使用と道具の製造に関しても自然の征服に向つてある程度前進した民族 度そうである民族で、火の使用と道具の使用ではすでに自然を脱する。 的自然民族と半文化民族であり、後者に更に低級文化民族と中級文化民族を分つ。有文字民族には高級文化民族 文字民族 schriftlose Völker を文字の有無によつて分つのである。シュミットが無文字民族に含ましめるのは相対 全文化民族が区別される。 ユミットは自然民族、文化民族の用語を用いるが、高級文化以降の有文字民族 Schriftsvölker 相対的自然民族とは食糧獲得が自然依存であり、衣服も自然的被服であり、 シュミットはこれを原文化 Urkulturとも とそれ以前の無 住居もある程 と完

と言うのである。 道具の効果が著しく高まり、これを水、陸、空の交通機関に利用することによつて空間の間隔を解消した段階である るとする。完全文化民族では更に大なる進歩が行われ、 を学んだ民族である。高級文化民族では進歩が真に精神的な領域にまで及び、集積せる知識が増加し、これを定着せ 道具の製作上自然の産物を加工するのみならず、火の使用によつて自然の産物を内的に安全に変形させ、 重要視していることは確かである。 しめんとして文字が発明され、これによつて時間の間隔が解消され、一時代の発見が次の時代までそのまま伝承され である。この中で低級文化民族は植物採集を耕作にまで、狩猟を牧畜にまで発展させた民族であり、中級文化民族は シュミットの段階分類は詳細で、文字のみを標準としているとは言えぬかも知れぬが、これを最も ファリス E. Faris ウォリス W. D. Wallis 蒸気、電気その他の自然物資の発見により、 等アメリカの学者もこの標準を重要 従来のあらゆる 金属 の

この標準に立脚して未開民族を見ている。(エ) 峻別しうる点にある。即ち文字、記録に立脚する文献史の取扱う以前乃至以外の民族を判然と指示しうるのである。 たかと思われる。 な民族であり、文化民族は文化の複雑な民族と見るのである。ボアス F.Boas マリノウスキー 未開民族と文化民族の区別の今一種の標準は文化の単純と複雑を以てするものである。即ち未開民族は文化の単純 文字の有無を標準とする分類においては何よりも注目すべき分類の特色は、これによつて未開民族と文化民族とを 周知の如くスペンサーは生物有機体が等質的原体から次第に複合性を持つて来るように、社会もま この標準の源流をなすものはハーバート・スペンサー B. Malinowski H. Spencer であつ

前文字民族の用語を混用していて、どの標準によ

例えばナデー

分化を意味するのである。

宗教民族学の対象、目的及び方法

はその近著「社会人類学の基礎」の中で、未開、単純、

た同質的原始群から異質的文化社会へと進化すると見ている。言うまでもなく等質は単純齊一を意味し、異質は複雑

この未開民族の見方もまた人類学者の中に極めて強く存在している。

つているかを明示していないが、それは我々自身の文化や社会との比較を意味する本質的に相対的な概念であるとし

て、 ている。言うところは区別の標準として明確でないかの如くであるが、然しすぐ後で、未開民族を研究する理由とし(エシ げ、更にある人類学者は文字の欠除、それ故に組織的芸術、科学、技術の欠除を附加すると言えば十分であろうとし び社会的接触の点で規模小なること、より発達せる社会に比して、技術、経済の単純、社会的機能の特殊化の小をあ が、今では避けることのできぬ程広く用いられてしまつているとして、それを人類学者が用いる時、人口、地域、及 から、根本的には文化の単純と複雑を標準として、未開民族と文化民族を区別していると思われる。 プリチャード ているところを見れば、大体この標準によつて未開民族を規定していると見てよいようである。(ユン 複雑なものよりも研究が単純にできる利点をあげているし、又文字の欠除は文化の単純と大体符合する点もある E. Evans-Pritchard も未開とは何ぞやを問うて、それは人類学の文献において用いられる時、時間 社会の他の種類に劣ることも意味するのではない。だからこの語を用いることは不幸な採用なのだ 同様にヱヴァンス

この分類の標準は相対的、連続的で、判然と未開民族をこれと指示しない点に特色を持つ。

我々はこの二つの標準の何れを選ぶべきであろうか。この標準の何れを選択してもよいのではあるまい。筆者はこ

の選択は学問の目的との連関において決せられねばならぬものと考えるのである。

研究にまで手を染めているのである。方法的に尖端的な英国の社会人類学者は、不思議にも、尙未だ誰もが未開民族 者は既に大部分未開社会の研究に限定することから脱却している。それはすでに所謂民俗社会にとどまらず、(エキ) も未開民族を対象とするとの見解に対しても近来疑問を持つ学者が増加して来ていることである。アメリカの人類学 の研究に対象領域を限定している、マリノウスキーもそうであつたが、ラドクリフ-ブラウン A.R.Radcliffe-Brown、 更にここで合せて指摘しておくべきことは、民族学乃至人類学は、それが如何なる方法によつて規定されるにして 都市

ならぬ為に外ならぬのであつて、研究対象を未開社会に限らねばならぬ理論的根拠は存在しないと言う。ナデールも ビディントン R. Piddington、ナデール S.F. Nadel、エヴアンス-プリチャードもそうである。然し未開社会が研究・(st) また人類学はもはや未開人にのみ関係していると記述することは正しくないとしている。(ほ) せられる理由は、ヱヴアンス-プリチャードによれば、 現代においてはそれは単純で研究し易く、 ここで研究したこ とを複雑な社会にあてはめ得る為と、現在未開民族は急激に変化しつつあるから、出来るだけ速に研究しておかねば

特に米国においては大きな動因となつているようであるが、理論的にはこれまた学問の目的や方法を離れては理解し 何故にかような発展が行われたのであろうか。現実的には今次の大戦が人類学者に要求するところがあつたことが

跓 P. Radin: The Method and Theory of Ethnology, 1933, x, p.3 etc 得ないと思われる。

字野口空、宗教民族学、旧版四—五頁

(2)

- (3)R. H. Lowie: Primitive Religion, 1925, introduction.
- (4)字野耳空、宗教の史実と理論、七二―三頁
- (6)(5)Naturvölker, 1914, usw. B. Ankermann: Die Religion der Naturvölker (in Saussaye) 1924, K. Th. Preuss: Die geistige
- F. Ratzel: Völkerkunde, 2 aufl, 1894, 1, S. 13-23
- E. B. Tylor: Anthropology, reprint 1924, pp. 23f

A. van Gennep: Religion, moeurs et légendes, IV, p. 24.

- (8) (7) (9)W. Schmidt: Gesellschaft der Völker, 1924, S. 43-45
- (10) E. Faris: Preliterate Peoples, A. J.S. XXX, 1925, W.D. Wallis: Religion in Primitive Society, 1939, p.6,
- (11)
- F. Boas: The Mind of Primitive Man, revised ed. 1946, p. 197, B. Malinowski: Social Anthropology, Britanica

宗教民族学の対象、目的及び方法

14th ed. XX, 1947, p. 862.

S.F. Nadel: Foundations of Social Anthropology, 1953, p. 3.

E. Evans-Pritchard: Social Anthropology, 1951, pp. 7f.

(13)

仙 拙著、文化人類学、二四十二六頁

R. Redfield: The Folk-Society, A. J.S. 1947, etc.

to Social Anthropology, 1950, F.1., Nadel: op. cit. p.6, Evans-Pritchard: op. cit. p.11. A.R. Radcliffe-Brown: Structure & Function in Primitive Society, 1952, p. 3, R. Piddington: An Introduction

Evans-Pritchard: op. cit. p. 10.

Nadel: op. cit. p.7.

宗教民族学の目的

類学は未開民族を対象とする必要はないと言いはじめるに至つている。この問題を解明する為に我々の問わねばなら ぬ問題は宗教民族学の目的である。 の性格を強く制約して来たが、未開民族の規定の標準が必ずしも一定せず、且つ人類学者のあるものは理論的には人 宗教民族学が未開民族の宗教、 即ち宗教のある発展段階を対象としたことは、常識的にも、 学問的にも、 この学問

この学問は歴史建設を目的とする歴史科学なのであろうか。それとも法則の発見を目的とする法則科学なのであろ

う か。

宗教民族学に分けておることを紹介しておられる。然しプロスの説明と言うのは、個々の宗教的事実の意義や起源を・宗教民族学に分けておることを紹介しておられる。然しプロスの説明と言うのは、個々の宗教的事実の意義や起源を・ 宗教の事実の記述とその説明を目的とすること、従つて宗教民族学は敍述的な宗教民族学と、 民族学の興起」ではプロス A.Bros の宗教民族学の目的を紹介し、宗教民族学は原始宗教の研究を任務とし、 宇野博士の宗教民族学について考察するに、この学問の目的は必ずしも明らかにされているとは言い難い。 説明的な厳密な意味の 「宗教 原始

宗教民族学の対象、目的及び方法

り、且つブロスはカトリック学者であつて、社会学的説明を排除し、 明らかにする外、更に諸民族におけるそれ等を総括しての比較、分類、 シュミットやルロア等の歴史主義の学問に同 定義及び因果関係の主として発生的説明であ

していて、科学方法論としての説明であつたとは言い難いように見える。

教までも説明し去らんとすることは当を得ないとしておられて、歴史科学で あることは勿論 で あるが、 厳密な史家の要求に答えるものとすると共に、又他方では宗教全般の説明の為に、原始宗教の原理によつて高等な宗 の間に起つて来る。」……その一つは所謂文献史学者から起り、他の一つは宗教哲学者の間から起るとして、一方では い。こんなことから屢々宗教学から民族学的研究を排斥し、宗教民族学そのものを否定しようとする強い反感が学者 叉字野博士は あまりにも民族学的事実のみに固執し、宗教民族学の知識を過大視することはさけ な け れ 「宗教民族学」第二章三の「民族学的研究の効果と制限」の節では 「宗教一般の本質や表現 ある程度は ば を説明す ならな

法則科学であることを示しておられる。

属するものとなつているのである。 おられるのである。 族学が宗教学の分科として認められるか宗教史の分科として認められるか、についても、宇野博士に取つては両者に 究は、この両者の分化が十分明らかになる程進んでいないから、事実上しいで区別を固執せぬのが穏当であるとして め得るのであつて、これは研究の体系として最も当を得たものであろうとしておられる。唯今までのところ実際の研 ともかく史学としての目的も、 いることによつて、宗教民族学と宗教民族史は未開民族の宗教に関する説明と記述とを夫々その目的として対立せし 尤も字野博士は歴史科学と法則科学の目的上の相異を看却されたのではなく、宗教民族学と宗教民族史の用語を用 宇野博士の場合には記述とされているのみであるから、民族史と民族誌の区別が明確でないが、 法則を求める目的も共に含まれるとされていると見なければならない。

こでこの学問に明確なる性格を与える為には、まづ民族学を狭義に限定せんとする主張について考察するところがな る人類学者も出ているのである。表題にかかげた宗教民族学における民族学は広義に使われているのであるから、こ にも分たれているのである。そして民族学を狭義に歴史科学的なものと限定し、時には民族学研究を否定しようとす 究は自然科学的なものと、文化科学的なものに区分されることは勿論、更に歴史科学的なものと、法則科学的なもの 研究を実際に行う時に同一人が両科学を同時に行うのがよいか、悪いかは別として、理論的には今では人類学的研

ければならない。この主張は特に強く英国の社会人類学者の間で行われている。

ものは大陸において民族学乃至社会学と言われている」と。この点については先に少しくふれたし、社会学との関係に に我々英国人において、人の生物学的研究である形質人類学と呼ぶものだけを思い浮べる。我々が社会人類学と呼ぶ いては異つた用語が通用している。我々(英国人)に取つては人の全体的研究である人類学を語る時、彼等は心の中 うより大きな主題の一部を指すものとして用いられる称呼である。それは人の文化と社会に関係している。大陸にお \*1ドは社会人類学と民族学は領域を同じくしながら目的を異にする科学であるとするのである。 ついては本稿では割愛するが、社会人類学と民族学とは、 然し勿論、同一ではないのであつて、 いる。「社会人類学は英国において、そして或る程度合衆国において、多数の観点からの人の研究である人類学と言 英国において人類学乃至民族学の用語の下に講義の行われたのはオクスフォードでは一八八四以降、ケンブリヂで その近著「社会人類学」の中でオクスフォードの社会人類学の教授エヴアンスープリチャードは次の如くに述べて ヱヴアンス-プリチ

が プールにおけるフレイザー J.G.Frazer のそれを以て嚆矢とすると言われる。その後この用語が一般化 してこ の名 は一九○○以降、ロンドンでは一九○八以降であるが、社会人類学なる名の下に講義の行われたのは一九○八、リバー 広く通用するに至つている。然しこの名が用いられたにしても、フレイザーのそれの如き、大陸風の民族学と殆ん

ど区別することのできぬものであると言つてよい。 社会人類学としての独自の発展はまだ見られな

社会人類学なる名の下に彼の理解した学問は、社会学的及び心理学的方法による、それ自身の権利における文化の研 社会的儀礼的要素の地理的分布及び連関に関心を集中するものであり、又その伝播に関心を持つ学問であるに対して、 学の分化は漸く明白に意識されるに至つている。ハッドンによつて民族学と呼ばれているものは、物質文化、文化の 然るに一九三二、ケンブリヂで William Wyse Chair を得たハッドン A.C. Haddon になると民族学と社会人類

究を意味したのである。10

ける民族の全体社会生活の一部として関心が持たれるのであると言う。(エカン るものであり、 制度化された形態における家族、親縁組織、政治構成、法手続、宗教儀礼の如き社会的行為と制度間の関係を研究す 分布を、民族の移動と混合及び文化の伝播によつて説明せんとする学問である。これに対して社会人類学は、一般に 述べたが、氏によると民族学の任務は民族の人種的文化的特色に基く分類をなし、次で現在乃至過去における彼等の いて行つてもよいのだとしている。即ちある慣習が分布図として示される時、それは民族学者に取 先にエヴアンス-プリチャードが社会人類学と民族学は領域を同じくしながら目的を異にする科学であるとしたと 文化伝播、民族の過去における接触の証拠として関心を持たれるのに対して、社会人類学者に取つては現在にお かくの如き研究を可能にする適切なる資料があれば、現在の社会について行つても、歴史的社会につ つては、

照して研究するのであつて、 飛行機や人体が如何に働くかを理解する為には、我々は飛行機は力学の法則に照して研究し、 主義者を攻撃しているが、 研究は別々の目的、 ヱヴアンスープリチャードは民族学の存在を認めはするが、これを著しく過少評価する。 方法及び技術を持つ別種の研究であつて、 それは民族学者間のお家騒動に外ならぬ。その何れもが自然科学の手続をふんでい 我々は航空機の歴史や、生物進化の理論を知る必要は全くない。 両者を同時に追及せんとするのは混乱を結果するの **曰**く。 人体は生理学の法則に 歴史的 伝播主義者は進化 研究と自然科学

二九

宗教民族学の対象、目的及び方法

みである。科学的研究の為には歴史は不適切であるとしているのである。(ユシ

ている。(12)(13)か言う語も確実に定義されず、全く文化的化石を取扱つていて、ある制度が何を意味するかには関心を払わぬと難じか言う語も確実に定義されず、全く文化的化石を取扱つていて、ある制度が何を意味するかには関心を払わぬと難じ でなければならない。歴史主義者は機能を看却して形態を重要視し、歴史を建設すると言い乍ら、歴史とか歴史的と る。甚だしき場合には民族学の存在を認めない傾向すら生ずる。この最も著しいのは周知の如くマリノウスキーである。甚だしき場合には民族学の存在を認めない傾向すら生ずる。この最も著しいのは周知の如くマリノウスキーであ 用いるならば、社会人類学は synchronic unit 乃至 social present の研究として自己を民族学と区別するのであ し、後者に文化の機能的研究を配当し、後者に重要な学問的意義を附する。ケンブリヂのフォーティス教授の用語をし、後者に文化の機能的研究を配当し、後者に重要な学問的意義を附する。ケンブリヂのフォーティス教授の用語を つた。氏によれば人類学者は一般化の道を辿らねばならぬものであり、科学方法論に立脚したプレディクチブな学問 ラドクリフ-ブラウンもまた民族学と社会人類学乃至比較社会学を区別し、前者に民族の歴史的地理的研究を配当

ner とアンカーマン れを歴史科学であると限定することは不当ではない。 主として伝播を説明原理として世界文化史を理解せんとしたものであるから、民族学を狭義に理解するとすれば、こ 独乙の民族学における歴史主義的傾向も次第に明確化して来たものではあるが、一九〇四のグレブナー F.Graeb-B. Ankermann のオセアニア文化及びアフリカ文化の研究をはじめとする文化史学的研究は、

する英国社会人類学者の言うところには傾聴すべきものがあると言わねばならない。 るか、社会を中心とするかの点については暫く預け、殊にその学問の目的を中心として、広義の民族学を整理せんと 的傾向に対しては反撥もしているが、この米国人類学者と英国人類学者の相異に関する社会と文化の両者を中心をす ス - プリチャード等の批難するところでもあり、(18) アメリカの人類学者には現在でも民族学と社会人類学との区別をしない者もある。このアメリカの傾向はエヴアン(タテ) 叉アメリカの人類学者は殊に尖端的な英国的、 就中オクスフォード

この夫々に異る学問の目的は当然に研究対象に対して異る把握を要求するに相違ない。

時、 であり、現存未開民族の文化乃至宗教を過去の文化の残存と見てこれを資料とするのである。そしてこの目的による 扱う民族学が優位を占めて来たのである。即ち文献史の欠を補わんとするのであるから、この学問の対象は未開民族 割を果すに相違ないが、 とも一つの学問が歴史科学としての民族学であり、宗教民族学なのである。勿論この場面には先史考古学も重要な役 であつて、目的は歴史建設そのことにあり、それは文字以前にも及ぶのである。 古代高級文化以前に遡ることができない。 する文献史学である。然るに文字の発明は古代高級文化において行われたと見られるから、 厳密な意味における歴史、 未開と開化の区別の標準は必然的に文字の有無を以てせらるべきものなのである。 行為や精神に関する文化の研究としては、資料の性質上便益が少いために現存未開民族を取 即ち今日歴史学と呼ばれているものは、残された文献記録に基いて歴史建設を行わんと けれども史学が文献によつたのは、これを研究の手段とし、 この場面を明らかにせんとする少く 文献を基礎とする歴史は 方法としたの

教民族学となつた場合もこれを資料としても利用しうるけれども、歴史科学としての宗教民族学それ自体はもはや単 操作を必要とするが)において特殊事情に支配された一回起的なものであつても材料として極めて重要でもある。 なる資料ではなく、それ独自の存在を主張し得るのであり、独自の方法によつて独自の目的を追及してい るの で あ 宗教学における宗教民族学の帰属についてはこれを資料学とする学者もある。 なお歴史科学に取つてはある個別事象の存在は、特定の時間と空間 (勿論時間については民族学においては特殊の 民族誌は勿論資料と見てよいし、宗

から 歴史以前の宗教を取扱つても、それは副次的で、主力をそそぐ点は後代の文明宗教であるとするのや、 知の如く宗教史から未開宗教を除外せんとする学者は一二に止まらぬ。 宗教民族学の対象、 目的及び方法 ソーセイ Ch. de la Saussaye は宗教史 ムーア G

る。

それはまさに宗教史の一翼であろう。

外はむしろ遙かに学的である。然し未開宗教も歴史を追及する目的と方法を以てこれを取扱うならばそれは広義の宗 括して概観的に取扱い、古代高級文化以後は厳密に取扱うが如き原始宗教に対する非歴史科学的取扱いに比すれば除 当と見られたが、 教史の一翼を担いうる筈である。故松井教授は有文と無文とを区別するのはあまりに人為的にすぎるとしてこれを不 られるとして、これをその宗教史から除外するのがその例である。勿論未開民族の宗教は文献史としては取扱い得なられるとして、これをその宗教史から除外するのがその例である。勿論未開民族の宗教は文献史としては取扱い得な 伝統が後代に及ぶことから、この除外が宗教史にマイナスとなることをも慮るのである。 て取扱つた時に、目的上からこれを宗教史に入れるのがよいと考えるのである。尚又原始的宗教観念と儀礼の強大な いものであるから、これを除外するのも不当ではない。多くの宗教史の著述が試みているように、原始宗教のみは一 が原始宗教と言われるものはそれ自身独自の題目であり、方法も文化諸民族の宗教とは異るものが要求せ 方法論的に見れば区別せざるを得ない。筆者はむしろ未開民族の宗教を歴史建設の目的と方法を以

ているものも多いのである。このような目的を追及する場合には未開民族と文化民族とは峻別されてはならない。従 ろうか。英国の人類学者がつとに認めているように、この立場からする時は、理論的には対象を未開社会に限る必要 つてこの場合未開と開化の区別は単純と複雑、或は未分化と分化の標準によるのが妥当である。 は全く存在しない。唯単に手段的に未開社会を研究しておるのであつて、米国の人類学者はこの限界を実践上はづし 次に法則科学としての社会人類学、乃至広義の民族学の一部は何故に未開社会乃至宗教の研究を必要とするのであ

取つては、事実は法則の顕現であるから、 なお個別から出発して一般に及ぶ科学的研究であるから、 ある特定の事実のみが代置不能の重要性を持つことは 勿論事実はこの立場からも重要ではあるが、 ない。 然し彼等に

であると見なければならない。 法則を求めることを目的とする宗教民族学乃至宗教人類学は一系列をなすものではあつても、 まさに一種の宗教学

A. Bros: L'Ethnologie religieuse, 1923, pp. 34-36, 169-172.

字野、宗教民族学、

四九—五〇頁

同 同

第二章二 七頁

C. Kluckhohn: Some Remarks on the Branches of Anthropology and on Anthropology's relation to other

(7)(6)(5) (4) (3)

Evans-Pritchard: Social Anthropology, 1951, p. 3.

Disciplines, 1947,民族学研究一四ノー参照

id: op. cit. p. 3.

Evans-Pritchard: op. cit. pp. 4-6. M. Fortes: Social Anthropology at Cambridge since 1900, 1953, pp. 15f.

(11) (10) (9)(8)

(12)

id.: op. cit. pp. 47-49.

Radcliffe-Brown: Present Position of the Anthropological Studies, British Ass. of Advancement of Science,

B. Malinowski: Scientific Theory of Culture and Other Essays, pp. 27t., R. Piddington: op. cit. p. 3, foot note.

Malinowski: op. cit. pp. 20, 26f., 67 etc

(14)

(15)

(16) F. Graebner: Methode der Ethnologie, 1911, usw.

(17) M. Herskovits: Man & his Works, 1951, p.9, etc.

(18)Evans-Pritchard: op. cit. p. 5, 40, 45.

G. P. Murdock: British Social Anthropology, A.A. III, 1951. D. Bidney: Theoretical Anthropology, 1953, pp. 96-103

de la Saussaye: Manuel d'Histoire des religions, p.4, Moore: History of Religions, 1, p.V.

松井了穏、宗教史の諸形態、宗教研究、新八の六、昭六

宗教民族学の対象、目的及び方法

### Ξ 宗教民族学の方法の若干

何れも外伸法を重要視していることは周知である。これに対して社会人類学者、就中英国の機能主義者等は社会制 伸法は必須のものと見なければならない。グレブナー、 うとしているのである。 0 から取られている方法である為に、古風な方法としてこれを排するものがあるけれども、 るならば、 ると考えられるが、 して、法則科学的なるものは内深法 intensive method を取つているのである。外伸法は人類諸科学において古く は無用と見られ、専らと言つてよい程内深法に頼り、 機能の研究 歴史科学としての狭義の民族学と法則科学としての人類学は目的を異にし、夫々の目的に応じて対象規定を異にす 歴史科学的なものは外伸法 即ち社会制度の人間に対する、或は全体文化中における意義の闡明に重点をおく為に、 又同時に夫々の目的に応じて異なる具体的な研究法を持つているように思われる。 extensive method 乃至通文化的方法 cross-cultural method シュミット、リヴァーズ等歴史建設を目的とする民族学者は 小共同社会の microsociology によつてその目的を達成しよ 歷史科学的目的 大きく配列す 外伸法は彼等 を取るに対 の為には外 度

は個人の心から離れて外在するもので、個人心理学的には説明されないそれ独自のものであるとし、 年に亘るトロブリアンド調査が一九二二に至つて夫々「アンダマン島人」The Andaman Islanders、 の方法が真に開化するのはラドクリフィブラウンの一九〇八のアンダマン調査及びマリノウスキーの一九一四から四 土着の場所において、その全体社会生活に連関して、生きた共同社会を研究し分析することを意味していた。 ウスキーの間には、前者がフランス社会学派のデュルケム E. Durkheim の社会理論を広汎に受容し、 ルゴ船紀行」Argonauts of the Western Pacific 内深法は人類学上においてはハッドンを中心とするケンブリヂ学派においてつとに唱導せられていたもので となつて世に出てからである。ラドクリフィブラウンとマ 後者が学問体系 「西太平洋の 社会的 然しこ

, ア

の基礎に個人にも還元しうる人間の欲求を認める点に相異が認められるが、共に内伸法による研究を行い、それによ たと言われ、現在の英国の社会人類学者にも強く要求せられている。(3) をはじめた時以来、少くとも一つの未開民族の内深的研究は社会人類学者の訓練として必須であることを強調してい な報告書となつて世に出るが、現地調査の模範とせられ、マリノウスキー自身も一九二四ロンドン大学において講義 つて法則科学に向つて大きく踏出したのであつた。就中マリノウスキーのトロプリアンド調査は、 後に幾種かの尨大

けれども、尙夫々に若干の問題点を所有すると考へられるので、その点についてだけ記し度いと思う。 ぬし、又詳述の紙数も持たない。ここではこのように一応は配列せられるし、その上に夫々の方法論が洗練せられる ここで筆者は歴史科学としての民族学と、法則科学としての社会人類学の夫々の方法について解説する意図も持た

その方法の詳細については、筆者は既に解説したことがあるから今は繰返さない。今問題にし度い点は一文化圏にお 進化主義的民族学の方法については暫くおき、歴史建設を強力に推進した独墺の文化圏説についてまづ考えたい。

似現象を一括して、これを西洋人の眼から見て価値の高低に排列し、これによつて時間の先後をも決定したのであつ れているであろうか。文化圏と言うのは、質規準によつて伝播関係が認められた文化項目が、量規準によつて増加せ 広汎に認める立場との対立がある。けれども一文化圏乃至一文化領域にふくまれる諸文化項目間の関係は如何に見ら な世界文化史を形成したのである。言うまでもなく更に両者の奥には文化の独立発明を広汎に認める立場と、 た。これに対して文化圏説は真向から反対し、特に時間の先後の決定には客観的方法を採用して、これによつて壮大 切断するのは勿論、 ける諸文化項目の内的構造についてである。 進化主義者は文化の可分性を広範図に是認し、一文化体系乃至文化統合中における一つの文化項目を文化母胎から 一文化項目中の諸文化要素をすら切断して、これを思うがまま駆使した。即ち比較法によつて類 伝播を

宗教民族学の対象、

目的及び方法

ろ文化圏の精神的統一について語つてはいるが、 定の文化母胎から切断してはおらず、 つて、文化項目間の内的関係や、全体文化の統合を眺めているのではない。 れる。換言ずれば文化の可分性を前提として、同時存在が認められているのであつて、それは進化主義者の如く、 られて設定せられたものであるから、元来一文化圏の諸文化間には共存関係が認められているに過ぎないのだと思わ 一定の空間に定着せしめてはいるが、然し眺め方は共存を認めているのみであ しかしそれは基本的 な 方法論 に 由来しているのではないようであ 勿論グレブナーにしろ、シュミットに

る<sub>6</sub>

Chapple とクーン C.S.Coon の民族文化図との間に著しい類似点が見出されることを想起する必要がある。(?) 文化圏説の作製した図式と、 ようなプロクラステス的強引をなさずして文化の実態を理解し得るのではあるまいか。 や動態を取入れて考察することがより忠実に歴史に近づき得る筈であり、 図式に弾力性が乏しく、文化の変化の過程を説明することが困難となる。 けれども文化圏説の説くところは、あくまで実証に基くのであるから、 文化圏説において、ある文化の存在を重要視し、形態を重んずることと共に、この為に文化圏説は形式的となり、 環境と技術と有機体とを基礎として、動的に文化を理解して作製されたチャプル 謬説であると言うことはできない。 現実の民族文化を抂げて一文化圏に入れる 歴史建設を目的とする場合にも文化の機能 我々は Ţ

彼等の呪術」においては呪術を同様に全体社会生活の中で見事に捉えている。(8 て著したが、氏はアザンデ族が人間の不幸を誰かのかけた妖術に帰し、その犯人を鶏に毒を食ましめる方法による詫 デ族における妖術と詫宜と呪術」を一九二六から一九三○に亘る年月における三回計二十ケ月に亘る現 のアルゴ船紀行」において kula と言う儀礼的交換制度を全体社会制度の循環的連続の中に捉え、 方機能主義的 内深的研究はかくされた文化の諸面を明らかにした。 宗教についてもマリノウス ヱヴアンスープリチ , ヤ | キー 珊瑚 地 F は 調 は 島の農園 「西太平洋 査に基 アザ

宜によつて発見せんとし、これを呪術によつて罰する三者の相関にとどまらず、これを彼等の心理や哲学や社会制度 制度との連関の中に、或は全体の一部として存在する事実の解明は、近来発達した文化に関する理論の発達と共に宗 に対して、文化の研究にも宗教の研究にも新生面を開いた事実を評価しない訳には行かない。宗教が一般文化や社会 オのテンパスクーズスン族の宗教」(一九五三)等もあるが、機能主義的内深的研究が如何なるものであるか 型と見なし得るものと思う。一つの民族の宗教の詳細な記述には最近にもイヴアンス I. H. N. Evans)の「北ボルネ 共同社会を構成する民族である。彼はこの書をエヴアンス-プリチャード、ラドクリフ-ブラウン、フォ 社会」(一九五二)であろう。クールグ族はマイソール国の南西に隣りし、自らクシャトリアを以て任ずる一宗教的社会」(10) の中に捉えているのである。この種の業績で近来注目すべきものの少くも一つはパロダのマハーラーデャー(9) 教研究者に新しい課題を与えていると考えるが、 は連関なくしては存在し得ないものであり、歴史主義的民族学がとかく形態を重要視して機能を明らかにしなかつた を比較して読めば自ら判明すると思われる。機能主義的内深的研究はまさに文化や社会の連関の研究である。 グラックマン ロ大学の教授でオクスフォードの講師であるスリニヴァス M. Gluckman 等の忠言を受けつつ著した事を記しておるが、内深的方法を以て宗教を取扱つた一典 今はその点については割愛し、ここでは基礎的な方法論について考 M. N. Srinivas の「南印度のクールグ族における宗教 ーティス、 ゖ 機能と , は 両 ャ 者 ラ

則科学の求むるものは一般化であると言う。社会人類学は彼によれば自然科学の一般化の方法を人の社会生活現象! けれども社会人類学の方法を論ずるにはこれだけでは適確十分に意を尽し得ないように思われる。なぜならば歴史科 学においても記述と歴史的説明はなされていたからである。これを適確に表現せんとして、ラドクリフェブラウ 法則科学の方法とするものは普通に記述と説明より成ると言われる。蒐集と組織化であると言われることもある。(4) ンは法

察しなければならない。

宗教民族学の対象、

目的及び方法

文化、文明に包括されるすべてに適用する科学であると言う。(5)

会的事実の世界であると言うのがナデールの見解である。(18) べきであつて、他の方法を考えることはできない。これは自然科学の世界であり、又人類学者によつて考えられる社 き現象の世界が反複性と循環性に支配されると言う前提から出発するならば、すべての研究は自然科学の方法による る科学である。 ナデールに取つてもまた社会人類学は自然科学的な方法即ち特殊な事実乃至事象を一般法則に帰属せしめんと試み 厳密さや首尾一貫性は夫々の科学において異るけれども、 科学には唯一つの方法しかない。

れるが、ここでは触れ得ない。 く検討されねばならぬ問題を持つている。就中文化の獲得性、人間による創造性や選択性の問題がこれであると思わ 自学科学的方法が社会現象、人文現象に適用される為には、ヴインデルバンドやリッケルトにはふれずとも、

得るかについてである。 アンド島人の呪術の比較研究を評価したが、ここにおいて方法論上問題とされねばならぬのが外ならぬ比較である。(8) 自己自身の範疇や用語も作らねばならぬと言うのは、個々の特殊について言い得ることであるに違いない。 リアンドのみからの呪術の一般化が誤を犯したことを指摘して、ヱヴアンス-プリチャードのアザンデ族とトロブリ くすれば内深的研究は時とすると民族誌に終ることも忘れてはならない。筆者はすでに古くマリノウスキー 観的一般性は一つの特殊からだけでは見出すことが困難であると思われる。ナデールが人類学者は社会学者と異り、 に一般的なものが現われていることも確かであろうが、然し個別から出発して全体に及ぶ科学的方法として見れば、客 文化統合の事実も確めることができた。そしてこのことは文明社会を理解する助けとなることも事実であろう。 ここで問題とし度いのは、この目的は、法則を求めんとする学者が採用している内深的方法のみによつて到達され 内深的研究は小共同社会における諸社会現象、文化現象の機能的連関を明らかにしたし、又 だから悪 Ď トロプ

か、 与えるものであるが、周知の如くマリノウスキー等では全く行われていないと言つてよいのである。(20) 作るものであつた。 この方法は進化論の衰頽と運命を共にし、 一八九〇頃 ボアスが、一九〇八ゴムム G.L.Gomme これを一括することであり、 最初に行うべきこととして認めたように、文化の分割即ち文化の可分性を広範囲に認めた上で、 独墺のそれでは比較は姿を変えて行われており、近来の二三の機関で行われている米国の通文化調査は比較に基礎を 期の民族学においては一般に隆盛を極めたものであつた。そこで行われた比較法はタイラー自身が文化研究において 比較法特に比較宗教における曾ての比較法については、筆者はすでに研究発表を試みたことがあるが、(9) 一九一七にはシュライターが攻撃して、一九三四ハッドンが批判する頃には人類学から姿を消した。 かようにして得られた一種の類型を価値評価によつて時間の次序に配列して進化図式を 形態的類似に従つて 民族学特に

それ故に、最もうまく行つても決定的ではないと言うのである。 は所謂犯罪、 なく向つたのである。 つて重要性を失わしめられた。……マリノウスキーは一連の比較から一つの社会の分析へ、実験を用い得る可能: である。 ると感じた。 この点に関するアッ 生物学においては比較解剖学は連続的な比較観察を、 マリノウスキーの方法は進化主義者が悩んだそれよりも遙かに悪く生物学における傾向を誤解したもの 性生活、 奇術によつて一つの社会の観察が一般性の地位に高められた。彼の人類学的似而非生理 神話、 カーネクト E.H. Ackerknecht の批判には傾聴に値するものがある。 交易、呪術その他について、唯一の部族の所謂機能的観察を基礎として語ることができ 一つの動物の結論的実験によつて代行せしめ得るに至 曰く。 7 リノウスキー

的 留まらず、機能についても、 かくて比較は今や人類学において重要なる手段と認められねばならなくなつたものであり、然も単に形態の比較に 深みのある比較が重要視されて来ていると言えよう。 量的にも、 統計的にも適用されんとしているのである。 比較の意義を特に重要視している 学者 としては ファー 単に形式的な比較でなく、

教民族学の対象、目的及び方法

ことができると思う。 R. Firth、ナデール、 マードック G.P. Murdock、 アッカーネクト、クラックホーン夫妻等多数の学者を挙げる

種々荊に求めて、その種々荊から一般的なものを探求する方法であると言える。更に換言するならば、人工に代うる 討を経るには至つていない。このことの為に社会科学、人文科学の科学性の疑われることも屢々であるが、 に、 不可能なる時、又は未発達なる時に比較法が取られるのである。即ち比較は観察の材料をすでに事実として存在する に多様なる現象を以てするのである。 とは何であろうか。実験とは実験室において人工的に状況を作り出して観察することと言えると思うが、この実験の 実験の不可能に近いものがあるが、社会現象や人文現象においては実験は大体不可能としなければなるまい。 ロラド大学のローズ 然らば比較は科学の一般的方法においては如何なる役割を演ずるものであろうか。自然科学にも天文学、 歴史が実験室を提供すると見て行われる方法なのである。(28) (E. Rose) 等、文化は実験室において産出しうるとする者も出ているが、まだ十分に世人の検 ハースコヴィツ M. J. Herskovits の言葉を借りるならば、文化の科学者の為 抑々実験 地質学等 近頃コ

うまでもないが、ここでは比較が何よりも実験の代用であることを指摘しておき废い。 くて比較は一般化の為には不可欠の方法となるのである。 比較による類型作製も手段として必要であることは言

つて法則に到達することができよう。 ものを仮説として、 このようにして一般的なものが抽出せられた時、我々は当然に説明の立場を持ち得る。 各種の現象を理解し、 仮説を験算することであると言えるであろう。これを綿密に行うことによ 説明は抽出された一般的な

為にとりわけ問題とされたのではあるが、このような法則が確立せられた時、はじめて声を大にして語り得るものと 人類諸科学の予言性、応用性についても屢々問題となつているし、応用性は今次の戦争が実際上の必要上要求した

迂

- (1) 揺稿、マリノウスキー論、哲学研究、四二○号、昭二八、三十一頁等
- Evans-Pritchard: op. cit. Lec III., Fortes: op. cit. pp. 16-18
- Evans-Pritchard: op. cit. pp. 74f.
- id: op. cit. pp. 77-80.
- 拙著、宗教文化史学序說、昭二十三、等
- Graebner: Weltbild der Primitiven, 1924, usw.
- E.D. Chapple & C.S. Coon: Principles of Anthropology, 1942.
- Malinowski: Coral Garden & Their Magic, 2 vols, 1934.
- (8)M. N. Srinivas: Religion & Society among the Coorgs of South India, 1952. Evans-Pritchard: Witchcraft, Oracle & Magic among the Azande, 1937.
- I.H.N. Evans: The Religion of the Tempasuk Dusuns of North Borneo, 1953.
- cf. Ch. Dawson: Religion & Culture, 1949. etc.
- Nadel: op. cit. p. 22.
- A. N. Whitehead: Adventures of Ideas, 1938, p.2.
- Radcliffe-Brown: op. cit. pp. 140-71
- Nadel: op. cit. p. 6.

Nadel: op. cit. p. 191.

- 拙著、民族宗教の研究、昭一六、三〇六―三二二頁
- 拙稿、宗教の比較研究に関する若干の考察、宗教学紀要5、昭一三
- E. H. Ackerknecht: On the Comparative Method in Anthropology, (Method & Perspective in Anthropology, 1908, F. Schleiter: Religion & Culture, 1917 pp. 21, 43, A. C. Haddon: History of Anthropology, 1934, p. 142. 1949, pp. 270-280), General Anthropology, 1938, pp. 6, 669, G. L. Gomme: Folklore as an historical Science, F. Boas: The Limitations of the Comparative Method of Anthropology, 1896, (his Race, Language & Culture,

(21)

宗教民族学の対象、目的及び方法

185

- ed. by R.F. Spencer), 1954. p. 122.
- (22)Five Cultures, Peabody Museum Papers, XLI, 1951, etc. Social Structure, 1949, Ackerknecht: op. cit. pp. 117-125, C. Kluckhohn: A Comparative Study of Values in R. Firth: Element of Social Organization, 1951, p. 2, 6, 17ff., Nadel: op. cit. p. 193 etc., G.P. Murdock:
- E. Rose & W. Felton: Experimental Histories of Culture, Manuscript, 1954-55
- Nadel: op. cit. p. 222, J.S. Slotkin: Social Anthropology, 1950, pp. 142f.
- M. J. Herskovits; Man & his Works, 1951, p. 612, 619, etc.

`た。民族学における宗教民族学については取扱うべきであるが、これも果さず、ここでは唯宗教民族学は民族学の一 を行い、宗教民族学が理論的には二分されることに触れ得たにすぎない。 部でもあると見て、宗教民族学の対象、目的及び方法の若干について、社会人類学の興起の為に起された問題の検討 広義の宗教民族学において近来問題となつていることは多々ある。本稿では宗教についてはあまりふれ 得 な かつ

比較以前の段階においては歴史科学及び法則科学の両科学に共通の場面が多いことを忘れてはならぬと思う。 うのではない。それは又別の問題であると思われる。然しこの問題を考えるに際しても、 歴史的組織及び法則の為の

然し筆者はそれだからと言つて全く別個の学徒によつて、この二つの傾向が夫々独立に発展せしめらるべきだと言

### 伽 12 か け ろ 制 裁 0 問 題

平

川

彰

また戒律を守らない比丘が現はれた場合、 仏 教の原始僧伽は、 **戒律によつて秩序を保つてゐた。ここではこの戒律の強制力が如何なるものであるか、そして** 僧伽は如何なる方法で、その強制力を発揮したか等の問題を考へ てみ た

ある。 ある。 遍妥当性を持つてゐるか否かといふこととは、問題が別である。 十戒には、これを守ることの困難な規則が多い。 類する為、律のみで僧伽を理解せんとすると、とかく僧伽の宗教的性格が見失なはれ易いからである。 お しこれは原始仏教の正しい かねばならない。これは勿論当然なことであつて、改めて断るまでもないことであるが、律の運営はとかく法律に 点があることよりして、直ちに原始仏教における戒学の意義までも迂遠なものとして否定し去らうとするが、 先ず始めに、 しかし勿論、 即ち彼等は律の規則に対して無条件の尊敬を抱き、それを実践することに真理が存することを認めてゐたので 僧伽が形成されるに際しその結合の根柢となるものは、 原始仏教時代の比丘達が僧伽の規範に無条件の尊信を抱いてゐたことと、 理解の態度とは言ひ難い。 しかし比丘にならうと思ふ人は、それを承知の上で僧伽に入るので 戒律の条文が普遍妥当性を持つてゐるか否かは別途に検討すべ 人はややともすると律の規則に現代生活にそぐはな 成員の自発的な精神力であることを指摘して 戒律そのものが本来普 律の所謂 二百五 しか

四三

僧伽における制裁の問題

る。 根拠を持つてゐることを、 れは世間の法律とは基く基盤が全く異つてゐると云はねばならない。律藏では律の強制力が成員の自発的な修行心に 教心に自己を束縛して、罰を甘受してゐるのである。隨つて戒律が若干法律に類する表現を持つてゐるとしても、そ きであり、少くとも原始仏教時代の比丘達が、律の条文に普遍的真理があると堅く信じてゐたことは否定できない。 以上の如く原始仏教時代における僧伽形成の原動力は、三宝並びに戒に対する「不壊の浄信」に基いてゐたのであ 隨つて戒律を破つて僧伽から罰則や贖罪を要求せられてゐる比丘があつたとしても、彼は自ら「四不壊浄」の宗 「僧伽からの退去は自由である」と云ふことによつて表明してゐる。 即ち比丘は僧伽内の

婬法を行へば、たとひ畜生とすと雖ども、波羅夷にして、共に住すべからざるものなり。 何れの比丘と雖ども、 比丘たるべき学と生活規範とを受持したままで、学を捨てず、力弱きことを示さずして、 提木叉の第一条に示されてゐる。即ち波羅夷法第一条婬学処に

生活がいやになれば、いつでも自由に僧伽から去ることができる。そこには何等の制限もない。このことが律の波羅

である。これは何故かと云へば、学を捨て、力弱きことを告げることは、とりも直さず僧伽から去ることであり、比 姪法を行ふ場合である。換言すれば、学を捨て、力弱きことを告げれば、たとひ姪法を行つても波羅夷ではないわけ 丘たることを罷めることになるからである。 と述べてゐる。ここで「共に住しない」asanivāsa とは、僧伽からの追放を云ふのであり、これが波羅夷罪の罰であ これに触れる為には「学を捨てず sikkham apaccakkhāya 力弱きことを示さずして dubbalyam anāvikatvā」

言葉であり、これは比丘が比丘生活を望まなくなり、比丘を や め や うと思ひ、「我れ仏を捨つ。法を捨つ。 を捨つ。和上を捨つ。同和上を捨つ。同阿闍梨を捨つ。諸梵行を捨つ。戒を捨つ。学事を捨つ。居家法を受く。我れ 「学を捨つ」とは、根本有部律に「捨学」と訳し、 五分律・僧祇律に「還戒」、四分律、十誦律に 「捨戒」と訳す 、比丘僧

と作

僧伽における制裁の問題

五

比

行つて行かねばならない。 伽である。 は、現前僧伽である。現前とは現にそこに存在する人々の意味であり、其等の比丘によつて形成される僧伽が(キヒ) 或いはその中に入つてくる比丘達で形成する僧伽である。 即ちその地域内に四人以上比丘が居れば、彼等は僧伽を形成する義務があり、 具体的に云へば、一つの僧院を中心として或る範圍内の地域を現前僧伽の範圍と決定しておき、 故に現前僧伽の人数には制限はないが、最下限は四 僧伽の規則を適用して事を その中に 前僧

ある。 制裁力が発揮される。僧伽では追放が最大の刑罰であり、次ぎには交際を停止することが、これに次いで重い刑罰で 伽 らないし、 ぶ。即ち羯磨によつて僧伽は意志を表明するのである。これは全員一致の決議であるから、何人もこれを守らねばな の席上で問題を討議し、全員一致の決議によつて僧伽の意志を表明する。 の全員が擯斥を実行すべき責任を持つのであり、またこの実行を守らないことは許されない。 僧 **一伽が制裁力を発揮するには、** これより重い罪はない。 また守り得る。 例へば罪を犯して懺悔しない者を擯斥した場合、羯磨作法によつてこれを決定すれば、 その主体は現前僧伽である。 現前僧伽は成員の集合を確認 かかる决議の仕方を「羯磨」kamma と呼 (和合僧) かかる方法で僧伽の した上で、そ 僧

を肯んじない者等に課せられる。これは所謂二百五十戒の規定を破りつつ、しかも定めの贖罪を行はない者を摘発し ら羯磨を用ゐない。 丘性を失ふから羯磨を要しない。 る。「懺悔羯磨」とも云ふべきものである。これは僧残罪に適用される。 次に制裁の種類であるが、これは大体三つに分けることができる。一つは罪を犯した者に懺悔を決定する羯磨であ 懲戒する羯磨である。第三は「折伏羯磨」とも云ふべきものであり、不如法の比丘を懲戒する羯磨である。 第二は 「拳罪羯磨」である。これは罪を犯してしかも罪を認めない者、或いは罪を認めても懺悔 また波逸提罪以下の軽罪は、 個人に懺悔すればよいのであり、 波羅夷罪は罪を犯せば、その時自動的に比 僧伽 は関係しな これ カゝ

から、 よつてそれを飜意せしめやうとするのであるから、本人の意志に反する強制を含んでゐる。 難い。ただ第二の挙罪羯磨のみは完全なる強制力の実施である。これは僧伽の命令に服しない者に課して、 服する点で、服してしまへば最早やそこに強制力は存しないわけであるから、これも完全なる強制力の発現とは言ひ 上の三つの中、 はその比丘の悪行が二百五十戒の第何条に該当するかと云ふことが明確でないやうな場合、 る意味を持つものである。 厳密な意味では僧伽の強制力を発揮するものとは云ひ難い。第三の折伏羯磨は折伏された比丘が、その折伏に 第一の懺悔羯磨は自発的に懺悔を申し出た比丘の懺悔を僧伽が受理して、これを執行する羯磨である 僧伽の平和や僧伽の名誉を傷けるやうな場合に、この羯磨にかけてその比丘を折伏するのである。以 故にここには挙罪羯磨 ukkhepaniyakamma, utkṣepaṇīyakarman を中心として、 それ故これは前二者と異 しかしその比丘の行為が 強制

ある。その条文によると、 の悪見不捨羯磨は異端説を唱へる比丘に課するものであり、その根拠となるものは、波逸提法の「悪見違諫学処」で ことを破る所に罪が成立するからである。挙罪羯磨には悪見不捨羯磨と不見罪羯磨、 僧伽が挙罪羯磨を発動するのには、その根拠となるものは波羅提木叉である。波羅提木叉の条文で禁止されてゐる 不懺悔羯磨の三種がある。

の意味を考へてみたい。

なり。 何れの比丘と雖ども、 次の如く忠告さるべし。 者に障礙とならず。 と説きたまへり。 実に世尊によりては、その如く説かれず。友よ、 それに耽る者に必らず障礙となるなり」と。この如く諸比丘によりて忠告されつつも、 斯くの如く我れは世尊所説の法を了解す」と、かく説くならばこの比丘は、 次の如き説を作す比丘は、即ち「世尊によりて障道法なりと説かれたる法も、 「長老よ、この如く説く勿れ、世尊を謗誹する勿れ、世尊を誹謗するは宜しからざれば 無数の方法により、 世尊は障道法は障礙をなすもの 諸比丘によりて これ 彼の比 を行ふ

四七

丘これを固執するならば、そを捨てしむる為に、この比丘は諸比丘によりて三度まで諫告されるべし。 まで諫告される間に捨てれば善し、若し捨てざれば波逸提なり。

律を説き、 になる行為の意味である。ここでは「婬欲法」が意味されてゐる。しかし婬欲法は修行を妨げないとする説の外に、 と規定されている。これはパーリ律の条文であるが、他の律藏でも文章の趣意は同じである。 般に仏陀の教へに反する邪説は、凡てこれと同じ取扱ひを受けるものと考へてよい。即ち非法を法と説き、 如来所説に非らざるを如来所説なりと唱ふる如きは、凡てこの条文に触れるわけである。 障道法とは修行の妨げ

判定したことが先行してゐるわけである。邪見か否かの諍ひを「言諍」と呼び、これを現前僧伽が審議するには七種 告を作したいが差支へないかどうかを、 ち現前僧伽の和合が成立した所で、一人の比丘が立つて、僧伽の意志においてこの比丘を、邪説を捨てしむる為に諫 しても捨てない場合に波逸提罪が成立するのである。条文では「諸比丘によりて」三度の諫告が説かれてゐるのみで 如き方法で、その比丘に諫告するのであり、三度諫告する間に邪説を捨てれば、その比丘は突吉羅罪で済むが、 は委員が選出されて審議がなされてゐる。 の「滅諍法」によつて審議しなければならない。 の如き言葉でもつてこの比丘を諫告するのである。故にこの諫告をする為には、僧伽がこの比丘の意見を邪説なりと と規定してゐる。これは羯磨作法により、僧伽の意志においてなす諫告である。これには白四羯磨が用ゐられる。 が三度まで為さるべきことが規定されてゐるが、広律の「条文解釈」によると、先ず邪説を見聞した比丘達がその比が三度まで為さるべきことが規定されてゐるが、広律の「《八》 丘を三度まで諫告する、 かる邪説を説く比丘は、その邪説を捨てしむる為に諫告がなさるべきである。条文では「諸比丘によりて」 しかしそれでも邪見を捨てない時には、現前僧伽を招集して、その僧伽の席上で諫告をなせ 僧伽の全員に諮り、一人の反対も無い時に、僧伽の決議として、上記の条文 ともかく僧伽が、その比丘の主張を邪説なりと判定すれば、 仏滅百年の「十事非事」の問題も「言諍」の一種であつて、この時 僧伽は上記 即

は今は詳説を避けたい。 の羯磨作法が確定してゐなかつたことを推定せしめる一理由になると考へられぬことはない。 をり、これが「条文解釈」では僧伽の諫告に切り変へられてゐる。これは波羅提木叉が成立した時期には、 木叉の中には、この外にも三諫によつて罪が決定するとなす条文が四条あるが、 それでも捨てない時に僧伽の諫告をなすことを云ふのみである。何れにしても僧伽の諫告によつて波逸提が成立する 点、条文と広律の条文解釈との間には相違がある。 あるが、 となす点は、 阿闍梨等が屛処で三諫し、それでも捨てない時には多人中で三諫し、尙それでも捨てない時に僧伽で三諫せよ 広律の条文解釈によれば、 諸律の条文解釈に共通してゐる。但し三諫羯磨の作法には、 但しパーリ、 四分、 十誦、 僧伽による三諫があつて始めて波逸提になると解釈されてゐるわけである。 根本有部律等は、 なほ諫告についても、 屛処・多人中の三諫を区別せず、 五分律や僧祇律は、先ず始めにその比丘 諸律の間に若干の差異が見られる。 同様に条文では「諸比丘」となつて 単に諸比丘の諫告と、 しかしこの点に関して まだ僧伽 液羅提

内に容認しておくことは許されない。 しなかつたのであるから、 とも かく波逸提が成立すれば、 僧伽が仏説を清純に伝持する責任があるわけであるから、 液逸提罪になつたと云はれても邪見を捨てることは無からう。 波逸提懺悔を要求されるわけである。しかしこの比丘は諸比丘や僧伽の三諫にも屈 その為にかかる際には僧伽の強権が発動されざるを得ないわけである。それ 僧伽が邪説なりと判定した説を、 しかしかかる場合に仏陀な そのまま僧 が 伽

て、 ないと主張した話を出している。 尙、この条文が制定せられるに至つた因縁として、何れの律も阿梨吒 Aritha, arista 律の編纂者が作為したのであらうと考へることもできるが、 この 話が律蔵に説かれてゐるのみであれば、条文が成立してからその しかし阿梨吒が邪説を唱へて、 比丘が、 仏陀に呵責されても **婬欲法は障道法で** 因縁譚 とし

「悪見を捨てざるによる挙罪羯磨」と云はれるものである。

仏陀在世のそのままのものとは勿論見難いが、しかし種々なる点から考へて、やはり在世の事実を母胎として成立し る比丘が出たとすれば、仏陀と雖もそれを放置することは出来なかつたであらう。故に上記の「悪見違諫学処」は、 れる。阿含には阿梨吒の話の外に嗏帝比丘が「識」を輪廻の主体と主張した話を伝へてゐる。若し仏陀の在世にかか 弟子が師説を誤解したり、或ひは浅薄な理解の為に、仏説に反する主張をなすに至つたといふことも起り得たと思は が超人視されるに至つてから、かかる経典が作為されるとは見難い点もある。又実際に考へてみても、仏陀の在世に ふことは、或る点では仏の教化力の不完全性を示すものであり、仏陀にとつて名誉なことではない。後世次第に仏陀 律の話と同じ構想でもつて説かれてゐる。しかも仏陀が自ら阿梨吒を呵責しても、阿梨吒が邪説を捨てなかつたと云 なほその説を捨てなかつたことは、中部第二十二経 Alagaddūpama sutta 並びに中阿含巻五四阿梨吒経にも、大体(10)

### Ξ

てきたものではないかと考へられるのである。

これは 次に律の規則を破つて、しかも罪を認めない比丘を罰する根拠となるものは、僧残法の「悪性違諫学処」である。

尊の衆は、相互の忠言により、相互に他の罪を出さしめることにより繁栄するなり」と。この比丘は諸比丘によ よりて、次の如くさとさるべし。「尊者よ、自己を不受語者となす勿れ。尊者よ、自己を受語者にこそなせ。尊 者も諸比丘に対して如法に語るべし。諸比丘も尊者に対して如法に語るべし。何となれば、かくの如くにして世 も亦尊者等に、善をも悪をも、何事をも語らず。尊者等よ、吾れに語ることをやめよ」と。この比 いやうにする、即ち「尊者等よ、善いことにもせよ、或いは悪いことにもせよ、何事をも吾れに語る勿れ。吾れ 悪語をなす比丘があり、説戒に含まれる学処において、比丘達より如法にさとされるとき、自己に忠告せしめな 元は比 丘達に

さるべし。若し三度まで諫告せられてそを捨てれば善し、 り、この如く語られ乍ら、なほ固執するならば、この比丘は諸比丘により、それを捨てしめる為に三度まで諫告 若し捨てざれば僧伽婆尸沙なり。

が、恐らく僧伽の立場としては戒律を乱る比丘は、僧伽としては絶対に排除しなければならないから、邪説を唱へる を説くのが波逸提罪であるのに、律を守らないのは僧残罪であり、罪に相違がある理由については何等の説明もない 伽が白四羯磨によつて諫告をなせと説明してゐる。そしてこれでも捨てない場合に僧残罪が成立するのである。 自己の破戒を他に指摘されることを拒否するのを禁じた規則である。「説戒に含まれる学処」とは、半月半月の布藤 者よりもその罪を重しとしたのであらう。 処」の場合と同様に、広律の条文解釈では、先ず諸比丘による諫告がなされ、それでも不受諫語を捨てない時には僧 に誦出される条文のことであり、波羅提木叉になるべきものである。 これはパーリ律の条文であるが、他の漢訳諸律も内容は同じである。この条文は、他人の諫告を受けないこと、 「諸比丘によりて」とは、 前述の 「悪見違諫学 邪見 即ち

る。 逸提懺悔は二三人の比丘前に自己の罪を発露し、懴悔すれば、そこで直ちに懴悔は受理され、これによつて罪は浄め 覆藏してゐた場合には、その覆藏の日数丈の「別住」 parivāsa を課せられる。 その後で更に摩那埵をなすのであ られる。 に、これは二三人の比丘前に懺悔する作法である。これに対して僧残懺悔は、 週間の謹慎を要求される。これを摩那埵 「の権利を剝奪される。 別住も摩那埵も行法は大体同じである。即ち犯罪比丘は僧院の辺隅の粗房に遷される。 波逸提懺悔の作法については、律蔵には具体的説明がないが、 即ちその場で懴悔作法が終了するのである。しかるに僧残懴悔は一回の懴悔で済まされるのではなく、 しかも布薩の日には僧伽の全員に向つて、自己の 犯罪の内容を示して、 mānatta, mānāpya と云ふ。しかも罪を犯し直ちに発露せず、若干日 しかし「捨墮法」等の条文解釈 僧伽に対して懺悔する作法である。 その期間比丘としての種 その為に 目下別住 から 理 する 更に

五

種

僧伽における制裁の問

伽は出罪羯摩を行つて、その比丘をもとの地位に復するのである。但し出罪羯磨は二十人以上の僧伽でなくては、行 (摩那埵)を行じてゐる者であることを告げ知らさねばならない。このやうにして摩那埵を真面目に実行すれば、 僧

5 維持してゆく上からも、 以上の如きが、整備された時代の律藏の規則である。但し「不受諫語」の比丘は、律を守らうとしないのであるか たとひ僧残罪と判定されたとしても、自発的に僧残懴悔をなすことはないであらう。 かかる比丘には何等かの強権を発動して、 強制的に懴悔を迫らざるを得ないわけである。 しかし僧伽は僧伽の秩序を

学処を守らねばならないとなす規則であるから、当然若干の規則が既に確立してゐたことを予想する。 其の後の律職的整理を経て現在の如き栄文に成立したのではないかと考へることができる。 忠告を肯んじなかつたと云はれる。この阚陀のことは大般涅槃経にも語られてゐる。仏陀は入滅に際して、「吾が亡 は仏の捨家出城の際の從者であつた。また生来性質が傲慢であつた如く、その為に「仏はこれ吾等のものなり。 の き後、チャンナ比丘に梵壇 brahmadaṇḍa(梵罰)を加へよ」と遺言した、この闡陀と同一人であらう。 点よりして、仏を独占視し、 これ吾等のものなり。 ک ک . ビーのゴーシタ園になつてをり、住処も同じである。故に両者の閘陀は同一人と見てよい。梵壇を言ひ渡されたこ ·遺誡に基いて闖陀に梵壇を言ひ渡したことは、律の「五百犍度」に出てゐる。闡陀の住処は何れの場合にもコーサ (+五) 「説戒に含まれる学処」の語があるのである。既にその頃には若干の規則が集められて波羅提木叉に編纂されてゐ 悪性であることともよく通ずる。若し然りとするならば、 悪性違諫戒制定の因縁になつたものは、闡陀 Channa 比丘である。これは何れの律藏でも同じである。 吾等の聖主によりて法は正覚せられたり」と云つて、仏陀が俗世間時代の自己の主人であつた 「仏のみ吾れを教へんに、吾れ当に受持すべし一等と云ひ、他の比丘達を軽侮し、その 悪性違諫学処も仏陀の在世の事実が母胎となつて、 この悪性違諫学処は律の 故に条文中に 阿難が仏陀 閘陀

### 兀

白四羯磨」と呼び、十誦では「不捨悪邪見擯」と訳し、五分では「不捨悪邪見羯磨」僧祇では「誇契経不捨挙羯磨」 ゐるがしかし交際しない意味である。波羅夷の不共住 asaú vāsa の追放とは異る。この挙罪羯磨を四分は「不捨悪見 住ならしむべし。pāpikāya diṭṭhiyā appaṭinissagge ukkhepaniyakamman karotu asambhogan sanghena. J られる点から云ふと、第一に悪見を主張して捨てない者には、「悪見を捨てざるによる挙罪羯磨を行ひ、僧伽と不共られる点から云ふと、第一に悪見を主張して捨てない者には、「まり」のである。 変を経てゐるが、今はこの整備された結果によつてこの点を考へることとしたい。現存の六種の広律に共通的に認めて、などのある。(1六) ぜざる者の出ることは、恐らく仏陀の在世にも有り得たことであらう。しかし仏陀の在世時代に、かかる比丘が如何 なる制裁を加へられたかについては、我々の現在有する資料から確定的な回答は得られない。現在の律藏は後世の改 と訳してゐる。ともかくこれは挙罪羯磨の一種である。 とて僧伽から擯斥する羯磨をなす。この不共住 asacibhoga は法食を共にしないと云ふ意味であり、一緒に住して 以上の如く仏説に反する邪説を唱へる者、或いは罪を犯してその罪を認めざる者、或いは罪を認めても懴悔を肯ん

与ふべし」と云つてゐる。根本有部律にも「五方便をなして悪見不捨羯磨を作さば、如法羯磨、如律羯磨にして、そ(IO) る。四分にも「僧を集め已りて、ために挙を作し、挙を作し已りて、ために憶念を作し、憶念を作し竟りて応に罪を(こた) べし」と規定してゐる。これは他の羯磨の場合も同樣であるが、羯磨をなす前には必らずこれ丈の 手続が この羯磨を行ふには、「始めに阿梨吒比丘を難ずべし。難じたる後、憶念せしむべし。憶念せしめたる後、罪を与ふ ゐる。阿梨吒を例としてゐる点からも、この羯磨が悪見違諫学処に基くものであることが知られる。それによると、 この羯磨は白四羯磨の一種であり、羯磨の仕方は何れの律藏でも同様である。何れも阿梨吒比丘を例として述べて

五三

僧伽における制裁の問題

犯してまでも僧伽に留まることは全く無意味であることが、比丘達全体に徹底してゐたからである。 る。 被挙比丘に自己の行為を承認せしめることである。「汝これを作したりや」と質問し、「我れまさしくこれを作した 伽の裁判においてはそのやうなことは有り得ないことが前提となつてゐたのである。第二に「憶念せしめる」とは、 者に作す」と云つてゐる。 その悪見が本人の信念であつて、飜意の余地のないことを見極めて、然る後に羯磨をなすのである。 ことを避けんが為である。即ち本人が充分に納得して罪を受けることが意味されてゐる。 とは、彼の行為がかくかくの罪に該当することを、本人に知らしめることである。これは誤解や無知の為に罪に陥る 立つ人にも、 前提条件である。故にここには、本人が発言を拒否したり、或いは虚偽の陳述をなすことは考へられてゐないのであ り」との答を得ることである。本人が否認するのに無理に羯磨を作すことはしない。本人の自発的承認が裁判を作す 分なる発言の機会を与へる為である。この規則は、被告が故意に裁判を忌避すれば裁判は不可能になるが、仏教の僧 て、羯磨不成なり」と云つてゐる。即ち欠席してゐる者になした羯磨は無効である。この規則は被挙比丘(被告)に充 さない。五分にも「遙かに呵責羯磨、駆出羯磨、依止羯磨、挙罪羯磨、下意羯磨を作し……此れ皆不如法の羯磨にし れによりて僧伽は罪とせられず。何をか五となす、難じて作す。憶念せしめて、有実なるを、承認せしめ、現前 これは仏教の僧伽が修行の場所であつて、真実を追求することに僧伽生活の生命があるのであり、隨つて虚偽を これ丈の自覚は失はれてゐないことが、この規定に示されてゐるわけである。次に第三の「罪を与ふ」 即ちこの羯磨を作すには、必らず現前 (本人の面前)で行はねばならない。 悪見不捨羯磨の場合には、 故に被告の座に 欠席 裁判は許 せる

るのが「和合」である。これは故意に一部の比丘を除外して事を決定してしまふやうなことを防ぐ意味であり、 成立してゐる席上でなされねばならない。出席不能者は「与欲」(権利の委任)し、然らざる比丘はすべて出席してゐ これ文の手続きを経た後で悪見不捨羯磨の「白」がなされる。これは羯磨であるから、勿論現前僧伽の「和合」が 同時

僧伽における制裁の問題

羯磨が成立すると、僧伽の成員はすべて挙罪比丘と不共住になる義務を負ふことになる。この禁を破つて被挙比丘に 任を持たねばならないことをも意味するものである。悪見不捨羯磨の白は、和合僧の席上で、一人の比丘が立つて、 に又現前僧伽の全員に充分なる発言の機会を与へる為である。同時に又かくしてなされた僧伽の決定には、全員が責 隨従し、彼と交際する者は、「共住挙人戒」とて、被挙比丘と共住してはならないと云ふ律に触れ、波逸提に墮する ることである。これを三度僧伽に諮つて反対がなければ羯磨を結し、ここに悪見不捨羯磨が成立するのである。この 阿梨吒比丘が悪見を捨てない故、僧伽は挙罪磨羯を行つて、阿梨吒を僧伽と不共住ならしむべし」と議題を提案す

依止を与ふべからず。3沙彌を蓄ふべからず。4比丘尼教誡の選を受くべからず。5選ばれるも比丘尼を教誡すべか る。パーリ律によると、この制裁は十八の条件を含んでゐる。即ちそれは、「1人に具足戒を授くべからず。2人にGIII) パーリ律では悪見不捨羯磨の制裁は折伏羯磨の制裁と同じであるとされてゐる。この点は他律 においても 同様 で あ る。僧祇律には「拳罪羯磨を作さんには、応に隨順して五事を行ずべきなり」として、比丘事、比丘尼事、(ハナン) 律は十六事を挙げ、十誦律は十八事を挙げ、根本有部律は十七事を挙げてゐる。(三五) 事を挙げてゐる。その中には如上の十八事も含まれてゐるが、尙この外に日常生活の心得等も列挙されてゐる。五分(三四) 念せしむべからず。18比丘等と交るべからず」の十八事である。四分律には五事ずつ纏めて七種を挙げ、合計三十五 べからず。13相倶に語るべからず。14諍論をなすべからず。15許可を求むべからず。16罪を難ずべからず。17罪を憶 すべからず。9羯磨を遮すべからず。10作羯磨人を呵すべからず。11清浄比丘の布薩を妨ぐべからず。12自恣を妨ぐ らず。6僧伽より悪見不捨羯磨を受けた罪を犯すべからず。7他の相似の罪を犯すべからず。8此より悪しき罪を犯 僧伽と不共住」の具体的内容については、大綱は合するが細かな点については諸律の間に一致は認められない。 以上の 三律は大体パーリ律 眷属事

しかし余分の項目もある。

王事を挙げ、

更に其等を細説してゐる。その中には他律と合する項目も多いが、

はこれ等が許されないのである。 る為にその人の許可を求める、 な 意味である。布薩には犯罪をかくして列席することは許されない。必らず懴悔して凊浄になつて出席しなければなら て待遇されないことを意味する。 次に比丘尼教誡を禁ずるのも上と同じ趣意である。 ること等を禁ずるのは、弟子の指導養成を禁ずる意味である。 大体においてはパーリ律に挙げられてゐるものが他律にも見られ、四分と僧祇とには更に余分のものがあるわけであ 諸律に共通に見られる点を概観すると、人に具足戒を授けたり、依止を与へたり(指導をすること)、沙彌を蓄へ 故に罪ある比丘 比丘は如何なる羯磨にも意見を述べる資格を持つてゐる。故にこれを失ふことは、 が布薩に出席せんとすれば、他比丘はこれを遮することができる。 罪を難ずる等、すべて他比丘の罪を挙げる種々なる場合を云ふのであり、 次の「清浄比丘の布藤を妨ぐべからず」等は、他比丘の罪を指摘することを禁ずる 「羯磨を遮すべからず」以下は、 異端説を説く者にこれが禁止されるのは当然である。 僧伽の会議に発言を禁ずる意味 自恣を遮する、 僧伽の正式の構成員とし この比丘に

ぜられてゐる。但しこの比丘が失格し乍らも出席を拒否されてゐないのは、それによつて復権の機会を与へんが為で 禁ぜられてゐるわけである。但しこの比丘は羯磨で贅否を述べる資格が無いから、たとひこの比丘が出席 ゐると解さなくてはならない。また布薩や目恣、 以上の規則を見ると、 ただその場で意見を述べたり賛否を表明することが禁ぜられてゐるに過ぎない。そして一般に比丘達との交際が 僧伽の和合の成立には影響はないと考へるべきであらう。 即ちこの比丘が悪見を捨て、日常生活を謹慎し、僧伽の会議においても規定の禁止条項をよく守り、隨順行 被拳比丘は不共住と云つても、全くの追放ではなく依然として僧園内に住むことが許されて 僧伽の羯磨にも出席することが認められてゐると見なくてはなら 一般に比丘以外の者は僧伽の羯磨に出席することは禁 くと

を行へば、僧伽はその反省を認めて、本人の申出により悪見不捨羯磨を解除することができる。

ある。 る。 ち「羯磨をなし巳らんには、応に(この比丘を)僧伽藍の外辺の門、阿蘭若に向へる処に安着すべし。若し来りて塔 語るを得るも、被挙に語りて坐せしむるを得ず。云々」と云ひ、病気の看病を禁じ、死んだ時にもその屍を供養する 「不共住」の意味は以上の如く解せられるが、僧祇律のみは他律と異り、明白に僧伽からの排除を云つてゐる。即(出人) 僧院中に入りて地を掃かんには、比丘応に逆に其の跡を掃ふべきなり。」と云つて、僧院内に住することを禁じて 僧を共にせず。布隣を共にせず。自恣を共にせず。羯磨を共にせず。外道には、坐せんと欲せば便ち坐せ、 「悪比丘は応に共語すべからず。応に共住すべからず。応に法食を共にすべからず。仏を共にせず。法を共に

はこれを「不見罪挙白四羯磨」と訳し、十誦律では「不見擯羯磨」と云ひ、僧祇律は「不見罪羯磨」、「五分律も「不はこれを「不見罪挙白四羯磨」と訳し、十誦律では「不見擯羯磨」と云ひ、僧祇律は「不見罪羯磨」、「五分律も「不 ょ 見罪羯磨」と訳してゐる。 の悪性違諫学処の続きになるから、 違諫学処で僧伽の諫告に従はない者は、次に僧伽は「不見罪羯磨」を課してこれを懲戒する。これは内容的には上記 律の規則を犯して、しかも罪を罪として認めない者は、悪性違諫学処に問はれることはさきに述べた。そして悪性 僧伽はチャンナ比丘を罪を見ざるによる挙罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしめよ」と規定されてゐる、四分律で 何れにしてもこれは「拳罪羯磨」の一種であり、羯磨の仕方や説明の順序は何れの律藏で 何れの律藏でも闡陀を例として説明してゐる。パーリ律によると一然らば比丘達

五七

も大体同じであ

憶念せしめたる後、罪を与ふべし」と述べてゐる。この手続きを経た後で、一人の比丘が立つて不見罪羯磨の白をな る。 Ļ 不見罪羯磨も悪見不捨羯磨も共に挙罪羯磨であるから、羯磨の性質は同じであり、隨つて羯磨の仕方も大略同じであ 次いで三羯磨をなして、羯磨を結するのである。そしてこの羯磨が成立すれば、その比丘は種々な資格が停止さ 即ちパーリ律によれば、 和合僧の成立した所で「先ずチャンナ比丘を難ずべし。 難じたる後、 億念せしむべし。

僧伽と不共住ならしめられるのである。

ず。 D 16 9 れ 住処に住すべからず。33同一屋内の住処或いは非住処に住すべからず。 挙罪羯磨を受けたる罪を犯すべからず。 多くの条件を出してゐる。 他の律藏では、不共住の条件は悪見不捨羯磨の場合と同じであるが、パーリ律のみは悪見不捨羯磨の場合よりも更に 丘等とを離間せしむべからず。 と難ずべからず。23壊行なりと難ずべからず。24壊見なりと難ずべからず。25壊命なりと難ずべからず。 )内外において清浄比丘に接触すべからず。36清浄比丘の布藤を妨ぐべからず。37自恣を妨ぐべからず。38相倶に語 、からず。 羯磨を遮すべからず。 | 臥具の設け、17洗足水、 不共住の条件は諸律の間に厳密な一致は認め難いが、大体の趣旨には共通点が認められる。ただパーリ律を除いて 比丘等に奉仕すべし。 4比丘尼教誡の選を受くべからず。5選ばれるも比丘尼を教誡すべからず。 10作羯磨人を呵すべからず。 18足台、19足布、 それを示すと「1人に具足戒を授くべからず。 30比丘の学処を学ぶべし。31淸浄比丘と同一屋内の住処に住すべからず。 27在家人の相を著くべからず。 7他の相似の罪を犯すべからず。8それよりも悪しき罪を犯すべ 20衣鉢の収受、21入浴時の洗背を受くべからず。22清浄比丘 清浄比丘の11敬礼、 28外道の相を著くべからず。 34 清浄比丘を見ては座より立つべし。 2人に依止を与ふべからず。 12 迎逆、13 合掌、 6僧伽より罪を見ざるにより 14 29外道に奉仕 恭敬、 32同一屋 15 坐 3沙彌を蓄ふ 26比丘と比 を壊戒なり 具の設け、 す からず。 35 精 内の カゝ 舍

る。 改 れ

ある。 は、 の 比丘等と交るべからず。」 の四十三事を挙げてゐる。この中、 よりも厳しいのであるが、これが大体四分律の三十五事と合する点が多いのである。四分律では三十五事を何れの羯 るべからず。39諍論をなすべからず。40許可を求むべからず。41罪を難ずべからず。42罪を億念せしむべからず。43 「正しく行ずべき十八事」と同じである。 『罪を挙げることを禁ずる点をより詳しく示したものである。 凊浄比丘と同一屋内に住してはならないと 云 僧園内の辺隅の粗房へ移される意味である。 如何なる比丘からも恭敬尊敬されてはならない。これは非常に苦痛な制裁である。 11から21まで、及び34は法臘を停止され、比丘の最下座に着くべき制裁で 以上の如くパーリ律では不見罪羯磨の制裁は、 1から10まで、及び36から43までは、 残りの条件は、不共住と他 悪見不捨羯磨の制 悪見不捨羯磨の ኤ こ と

磨の場合にも説いてゐるのであるが、パーリ律は悪見不捨羯磨には十八事を出すのみである。

法律的に規定した為に、以上の四十三事の如きものになつたのであらうと思はれる。ともかく以上の如き形で擯斥さ に修行する同梵行者として待遇しない意味であり、後世に律の規則が整備されるに隨つて、この趣旨を律の立場から 教誡すべからず、忠告すべからず。」と説明されてゐる。故にこれは、チャンナを僧伽から追放はしないが、 槃経や律の五百提度に云うチャンナ比丘に与へられた「梵壇」と、本質的な点においては共通してゐる点 が れば、 ともかく以上によつて、 即ち涅槃経によると、 挙罪羯磨が制裁たり得るのは、 擯斥を実行せしめる点にある。 挙罪羯磨の解除を僧伽に請はざるを得ないわけである。故にこの羯磨は制裁の役割を充分に果し得るのであ 僧伽内で修行を継続してゆくことは非常に困難になるから、本人が比丘生活を希望する限り、 「チャンナ比丘はその欲する如くに語るであらうが、諸比丘は彼に話しかけるべからず、 不見罪羯磨や悪見不捨羯磨の制裁が如何なるものであるかは、明らかとなつた。 以上の如き制裁の条件が被挙比丘を制約するのみならず、 不見罪羯磨は直接には僧残法の悪性違諫学処につながるものであるが、 僧伽 の成員全体 自己の行為を これは涅 しかし共 見られ を制 し か

る。

五九

これを媒介として波罪提木叉の全体につながるわけである。そして律の規範の権威を維持する根源となつてゐると云 はなければならない。

四分律は「不遺悔罪挙白四羯磨」十誦律は「不作擯羯磨」五分は「不悔過羯磨」僧祇は「犯罪不能作挙羯磨」と訳しのい) てゐる。その説明は不見罪羯磨のそれと同様であるから今は省略する。 ある。故にその基く所は「悪性違諫学処」であると見てよい。これも何れの律藏も闡陀を例として説明してゐる。パ ーリ律では、この羯磨を し懴悔を肯んじない者に課せられる羯磨である。これも挙罪羯磨の一種であり、本質的には不見罪羯磨と同じもので なほ律藏は引続き「不懴悔羯磨」の説明をなしてゐる。これは不見罪と異つて、自己の犯した罪を認めるが、 しか

罪とせられる如き危険がある。その為に律藏には種々なる事例を出して、 うし、或いは又一つの行為を或る人は罪であると見、 諍ふと云ふことになれば、 に自己の解釈を正統説となさうと思へば、これを僧伽の決議にかけて、正統説として認定して貰ふより方法はない。 相違や意見の対立が生ずることは自然の数である。 戒律を破ることとが挙罪の原因になるのであるが、しかし時代が経過する間には、 伽の分裂を極力避けるべきであり、その為に互譲の精神に立つべきであることが強調されてゐる。 とにもなるのである。それでなくとも挙罪羯磨が正しく行はれなければ、 しかしこれは結極相手を挙罪羯磨にかけて折伏することになるのである。しかしその際、僧伽全体が二派に分れて相 以上の如く挙罪羯磨には悪見不捨羯磨、不見罪羯磨、不懴悔羯磨の三種がある。 か かる際に羯磨を強行することは、 かかる対立が尖鋭化すれば、互に相手を邪説と罵しり合ふであら 他の人は罪でないと見る等のことが起るであらう。 僧伽の分裂 正説を説く者が罪に陥つたり、 如法如律の羯磨をなすべきこと、 (破僧、sanigha-bheda) 教理や戒律の解釈に関して見解の 教理に関して邪説を説くことと、 の危険を冒すこ 罪なき者が かかる場合 並びに僧

退去することを命ずる羯磨である。下意羯磨は、道心ある信者に恥辱を与へ、或いは信者の不利益を計つた比丘に課 る。 が、それぞれ制裁の意味であり、それ以外の制裁の意味が、本来此等の羯磨に含まれてゐたとは考へ難い。 羯磨は他に依止すべきことが、 とを予想して、この羯磨がなされるわけである。そしてまた折伏羯磨は闘諍を禁ずることが制裁の意味であり、 ことは、自己矛盾である。また下意羯磨は信者に謝罪を要求する羯磨であるが、これもその比丘が信者に謝罪するこ 入れない者に課するのであるから、これは始めから服従を肯んじない者を対象としてゐるわけである。 場合とは若干意味が異る。 る。 出羯磨」pabbājaniya-k., pravāsaniya-k. 「下意羯磨」 paṭisāraniya-k., pratisanharaṇīya-k. の四種の羯磨は、 てゐる。 以上の三種の挙罪羯磨が厳密な意味における制裁羯磨であるが、しかし律藏には尙この外に四種の制裁羯磨を説い以上の三種の挙罪羯磨が厳密な意味における制裁羯磨であるが、しかし律藏には尙この外に四種の制裁羯磨を説い この中、折伏羯磨は、闘諍を好み、自ら闘諍し、他を勧めて闘諍せしめる者に課し、その行為を禁ずる羯磨であ 信者に謝罪すべきことを命ずる羯磨である。 止羯磨は、 駆出羯磨は、 「折伏羯磨」tajjaniya-kamma, tarjanīya-karman「依止羯磨」nissaya-k., nigarhaṇīya-k.「駆 服従を予想してなされるわけである。 軽々しく律の学処特に僧残罪を犯ずる者に課して、明師に依止して律を学習することを命ずる羯磨 在家人と醜い仕方で親しくなり、 **拳罪羯磨の場合は予め諸比丘により、又僧伽によつて三諫羯磨によつて諫告されても肯き** また駆出羯磨はその土地から退去することが、 此等の四種の羯磨も制裁の意味を持つてゐるが、 信者の凊浄な信心を汚す比丘に課し、その土地 闘諍をやめる見込みのない者に、 また下意羯磨は信者に謝罪 闘諍をやめよと羯磨をなす しかし挙罪羯磨の の四羯磨であ しかるに此等 (精舍) す る 依止 から

るかが問題になる。 し実際には此等の羯磨を課せられても、その羯磨の命ずる所に服しない比丘もあつたであらう。 僧伽における制裁の問題 この場合には更に別の制裁を加へて、この比丘を折伏する必要がある。 本来なれば、邪見を捨て 六一

等の羯磨の内容は波羅提木叉の中に、学処として加へてもよいと思はれるものがあるにも拘らず、それを学処として りかへることは出来ないやうに思はれる。そのやうな理由からであらうと思ふが、ともかく此等の羯磨にも挙罪羯磨 提木叉の中には、 ばよいわけであるが、しかし以上の四種の問題は駆出羯磨を除いて他は波羅提木叉に根拠を持つてゐない。(四五) 立てず、かかる羯磨の形で波羅提木叉の不備を補つてゐる点も注目される。 八事の制裁がなされるとなつてゐる。 令に服従しなかつた場合にのみ発動すると理解すべきであると思ふ。しかし律藏では羯磨を課せられれば、 よと羯磨して、捨てない者には、更に挙罪羯磨をなすやうに、この場合にも更に不見罪羯磨を課して、 と同様に制裁の条件が附隨してゐる。その制裁の条件は、悪見不捨羯磨の制裁条件と同じである。 ば「十八事」が説かれてゐるのである。本来なれば此等の制裁条件は、此等の羯磨を課せられた者がその羯磨の命 !ならない等の禁止を規定する条文は無い。その為に此等の羯磨に服従しない者があつても、これを不見罪羯磨に切 他と闘諍してはならないとか、 この点、此等の羯磨には首尾一貫してゐない点があると思はれる。 無知なる者は依止すべきであるとか、或ひは信者の不利益をなして 即ちパーリ律で云 制裁を加 即 直ちに十 ち波羅 へれ

に偕祇律のみは此等と異り、折伏、不共語、擯出、発喜の四種の羯磨を説いてゐる。この中「不共語羯磨」は以上の 壇罰と同じ内容のものである。 罪折伏羯磨、 諸律になく、 ともかくパーリ、 2の数々犯罪折伏羯磨は他律の依止羯磨と内容は同じである。そして4の自高折伏羯磨のみが他律の折伏羯磨 残りの三種は他律に説かないものである。次の「不共語羯磨」は共語しないことを命ずる羯磨であり**、梵** 3 太早入聚落折伏羯磨、4 自高折伏羯磨、5 愛念供給年少折伏羯磨の五種の折伏羯磨を説いてゐる。 逆に僧祇には「下意羯磨」を欠いてゐる。 四分、 十誦、 しかも僧祇律によれば、以上五種の折伏羯磨を課しても、 五分、根本有部律には、以上の四種の羯磨が大体同じ趣旨で説かれてゐる。 但し僧祇律には、に、四 |折伏羯磨に1身習近住折伏羯磨、 それに服従しない者があつ 2数数犯 しかる

た時、この「不共語羯磨」を作せと云ふてゐる。この点は他の五種の律よりも、僧祇律の羯磨の立て方の方が合理

的

であると見てよい。なほ僧祇律の擯出羯磨は他律の駆出羯磨に、発喜羯磨は下意羯磨に相当する。

木叉固定の年代に関して一視点を与へるものであると思ふが、今は与へられた紙数も超過してゐるので立入つて論ず それからまた駆出羯磨を除いた残りの羯磨が波羅提木叉に根拠を持たない点も、以上の点とも関聯せしめて、波羅提 らう。即ち此等の羯磨が確定したのは、上座、大衆の分裂が起つた後であることを示すものと解することができる。 以上の如く僧祇律と他の五種の律とでは、この点に関する羯磨の立て方が異つてゐる。 これは パーリ、 四分、 五 根本有部律等がすべて上座部系統の律であるに対し、僧祇律が大衆部系統の律である点に関係があるであ

### E

ることは避けたい。

三、四分律卷一、大正二二、五七一中。

に対して有表業を発して、学処を捨つるが政なり。二には律儀は、四縁に由つて捨す。一には意楽に由る。有解の人体棄捨については、俱含論卷一五に「所余の七種の別解脱す時、即ち捨戒と名く。と」大正二三、二六六上。尙、戒に知るべし、我れ今より復沙門瞿曇に属せず。是の語をなに知るべし、我れ今より復沙門瞿曇に属せず。是の語をな、例へば提婆の捨戒について、十誦律卷三七には「汝等当

僧伽における制裁の問題

のである。 の第一に相当する。身表業或いは語表業によつて学処を捨 の第一に相当する。身表業或いは語表業によつて学処を捨 なり」大正二九、七九上下、と述べてゐる。今の場合はこ なり」大正二九、七九上下、と述べてゐる。今の場合はこ するに由るが改なり。四には所因の善根断ずるに由るが改 ずるに由るが改なり。三には二形の俱時に生 衆同分を棄捨するに由るが故なり。三には二形の俱時に生

五、註一参照。

四分律はパーリと同じく第六八条、五分は四八条、十誦・根経第二卷二一三頁。向、他律の惡見遠諫学処については、教研究』第一二九号、「現前僧伽成立の条件」参照。しては曾つて論じたことがあるので、ここには略す。『宗一、現前僧伽と四方僧伽の関係、並びに現前僧伽の組織に関

Ξ

本有部律は五五条、僧祗律は四十五条に出してゐる。四分本有部律は五五条、僧祗律は四十五条に出してゐる。四分本有部律は五五条、僧祗律卷一七、大正同、五月。四分律卷一七、大正二二、六八二下。五分律卷八、大正同、五頁。四分律卷一七、大正二二、大正二二、三六七中等参照。4. p.114. 僧祗律卷一七、大正二二、六八二下。五分律卷八、八、V-P. vol IV. pp.135, 136. 南伝天蔵経第二卷二一四、五頁。四分律卷一七、大正二二、六八二下。五分律卷八、大正同、五七中。僧祗律卷一七、大正二二、六八二下。五分律卷八、大正同、五七中。僧祗律卷一七、大正同、三六七上。十誦律卷一五、大正二三、一〇六中。根本有部律卷三九、大正二三、八四〇下。

教団における裁判組織」あるので今は略す。『古代学』第二条第一号「原始仏教があるので今は略す。『古代学』第二条第一号「原始仏教の・現前僧伽の裁判の仕方については、曾つて論じたことも、となしてをり、これを裁く方法が、七種の滅諍法であれ、律藏では、僧伽に起る諍ひを四種に 分類 して 「四種諍

下。中阿含卷五四、大正一、七六三。一〇、MN. vol. I p.130 ff. 南伝大蔵経第九卷二三七頁以

正一、七六六。 256ff. 南伝第九卷四四五頁。中阿含卷五四、『嗏帝経』大256ff. 南伝第九卷四四五頁。中阿含卷五四、『嗏帝経』大

条二九九頁。パーリでは僧残第十二条であるが、他律は五二、Sanighādisesa 12. V-P. vol. III. p.178. 南伝第一

一七、Cullavagga vol. II. p.26. パーリ律は

bhikkhave samgho aritthassa bhikkhuno gaddhabādh

三、前註参照。

南伝築七卷一四二頁。

| 月、Cullavagga XI Pañcasatikakkhandhaka vol. II. pp. 290-2.

不、以下の問題はすべて、パーリ律では Cullavagga I Kammakkhandhaka 南伝第四条第一羯磨犍度、四分律卷四四、呵賣键度大正二二、八八九以下。五分律卷二三、羯磨法、大正同、一五六以下。僧祇律卷三一、般茶盧伽法、大事、大正同、四二二以下。十誦律卷三一、般茶盧伽法、大事、大正同、四二二以下。十誦律卷三一、般茶盧伽法、大事、大正同、四二二以下。十誦律卷三一、般茶盧伽法、大事、大正同、四二二以下。根本有部律は漢訳は欠、梵本・西藏訳に存する。 梵本は、 Mūlasarvāstivāda-Vinayavastu, Pāṇḍulohitakavastu (Nalinaksha Dutt; Gilgit Manuscripts vol. III. part 3. pp.1~58. 1943.)

巻二三、大正二二、一五八上。但し五分律の羯磨法は乱れ るから、たとへこの語が無くとも、実質的には僧伽と不共 ゐない。但し拳罪羯磨の罰の中心は「擯斥」にあるのであ ばパーリ律の方が整つてをり、嚴密であると云つてよい。 「僧伽と不共住」の羆も欠いてゐる。律の立場から云ふなら am karma." Pāṇḍulohitakavastu p.30. とあつて、大体 sya bhiksor apratinisrste pāpake drstigate utksepaņīy. iyakammam karotu asambhogam samghena." பக்க 八九六上。十誦律卷三一、大正二三、二二七中下。五分律 つてよい。尙、他律の典拠は、四分律祭四五、大正二二、 住になさしめられるのであるから、趣旨は同じであると云 尙「僧伽と不共住」の語は漢訳律には何れにも訳出されて 用語は同じであるが、但し梵本では挙罪羯磨をなす主体が これに相当する梵本は"kuruta yūyam bhikṣavaḥ ariṣṭa ipubbassa pāpikāya ditthiyā appatinissagge ukkhepan 卷二五、大正同、四二七中。 てをり、挙罪羯魔を一ケ所に纏めて訖いてゐない。僧祇律 「僧伽」であることがここには明示されてゐない。そして

一九、四分律参四五、大正二二、八九六上。一八、Cullavagga vol. III. p.26. 南伝第四卷三八頁。

110' Vinayavastu part 3. pp. 30, 5. 6.

一一、五分律卷二四、大正二二、一六一中。

1111' Cullavagga vol. II. pp.27, 5.

三、四分律卷四五、 大正二二、 八九六上、 卷四四、 大正

僧伽における制裁の問題

同、八八九下。

二四、五分律卷二四、大正二二、一六三上。

二五、十誦律卷三一、大正二三、二二七下。

11 K′ Mūlasarvāstivāda-Vinayavastu, Pāṇḍulohitakavastu, Gilgit manuscripts., vol. III. part 3. pp. 31, 7.

說は卷二五、大正同、四三三上に出る。二七、僧祇律卷二六、大正二二、四三九中。尙この五事の細二七、僧祇律卷二六、大正二二、四三九中。尙この五事の細

二八、僧祇律卷二六、大正二二、四三九中。

二九、Cullavagga, vol. II. p. 21. "tena hi bhikkhave saṃgho Channassa bhikkhuno āpattiyā adassane ukkhepaniyakammam karotu asambhogam saṃghena." 南伝第四卷三一頁。尙、梵文は、Pāṇḍulohitakavastu p. 25. "kuruta yūyam bhikṣīvas chandasya bhikṣor āpatter adarsánāyotkṣəpaṇiyam karma."

三二、僧祇律卷二四、大正二二、四二六中。三一、十誦律卷三一、大正二三、二二五中。三〇、四分律卷四五、大正二二、八九四上。

一四、註二九に同じ。 一三、五分律祭二三、大正二二、一五八上。

三五、Cullavagga. voi. II. pp. 22,23. 南伝第四卷三二、八九三三頁。尙他律の典拠は、四分律卷四五、大正二二、八九三三頁。尙他律の典拠は、四分律卷四五、大正二二、八九三百。尙他律の典拠は、四分律卷四五、大正二三、二二五下。大正同、四三九中。十部律卷三一、大正二三、二五下。

六五

三六、Mah 『rerinil bāna suttanta, vol. II. p.154. 南伝第七卷一四二頁。尙、律の『五百犍度』にも二箇所全く同様に出てゐる。Cullavagga XI vol. II. pp.290, 292. 南伝第四卷四三四、四三六頁。尙 S. Dutt は梵壇を挙罪期磨とは別のものとして、両者を並列的に取扱つてゐる。Early Buddhist Monachism. pp. 148, 172. しかし梵壇は羯磨の形式にはなつてゐないし、内容から見ても梵壇を送罪期磨とと見るのが妥当であると思ふ。

四三、

波犍度等はこの問題の為に説かれたものである。

律藏の羯磨犍度(呵責犍度)の外に、

拘睒彌犍度・

瞻

三七、Cullavagga vol. II. p. 25. 南伝築四卷三五頁。 "āpattiyā appaţikamme ukkhepaniyakmman karotu asambhogan samghena." Pāṇḍulohitakavastu. p. 26. "kuruta yūyam bhikṣavas chandasya bhikṣor āpatter apratikarmāyotkṣepaṇiyam karma."

四

四〇、五分律卷二三、大正二二、一五八上。三八、四分律卷四五、大正二三、二二六中。

一、僧祇律卷二四、大正同、四二七上。

の比丘の奥に不見擯を作し、……是の因縁を以ての故に、五法を思惟し已りて、応に擯を作すべからず。若し我等是に不見擯を作し、……是の因縁を以つての故に、鬬諍事起吗二、例へば十誦律卷三一に、「僧不見擯を作さんと欲する四二、例へば十誦律卷三一に、「僧不見擯を作さんと欲する

磨をなす勿れと云ふのである。 大正二三、二二五中。即ち破僧の危険がある時には挙罪朅りと、是の五事を思惟し已りて、応に興に不見擯を作せ」顕辞・相言・相闖起らず、僧和合 し、無諍・無別・無異な關語・相言・相闖起らず、僧和合 し、無諍・無別・無異な

四 |五、これは僧残法の「汚家悪行学処」に関係がある。汚家 p.170 此等の羯磨に関して簡單な説明がある。Nalinaksha ことを承認しない点に課せられるのである。これは何れ 羯磨によつてなされる。これを三諫羯磨によつて諫告され てゐる」点を捨てるように、僧伽は諫告する。この諫告は れを不服として羯磨を罵しるならば、この「不服を固執し しかるにこれに対して、駆出羯磨を課せられた比丘が、こ 羯磨によつて、その土地から退去することが命ぜられる。 くなり、信者の淨信を汚すことを云ふ。かかる比丘は駆出 関係(飮酒、舞踊、婦女との戯楽、賭晦、 惡行 kuladūsaka, pāpasamācāra とは在家信者と醜惡な Dutt; Gilgit Manuscripts vol. III. part 3. p. ix 参照。 じ。倚、 Sukuma Dutt; Early Buddhist Monachism 律藏の条文でも同じである。このやうにして僧残罪に躓し るのではなく、それが原因となつて駆出羯磨を課せられ のである。即ち僧残罪は「汚家惡行」そのものに課せら ても捨てない時に「汚家惡行学処」を犯して僧選罪に墮 此等の羯磨に関する詳論は略す。 典拠 は 註一六 に同 其の他)で親し た

四六、前註「汚家惡行学処」の説明の所にも駆出羯磨の作法四六、前註「汚家惡行学処」の説明の所にも駆出羯磨にかかる制裁が附隨してゐるのであれば、それで充分制裁の効かる制裁が附隨してゐるのであれば、それで充分制裁の効へると云ふ手続きは不必要な筈である。故に此等の四種のへると云ふ手続きは不必要な筈である。故に此等の四種のへると云ふ手続きは不必要な筈である。故に此等の四種のへると云ふ手続きは不必要な筈である。故に此等のの対象の対象を関している。

僧伽における制裁の問題四八、僧祗律卷二四、大正二二、四二三上―四二四下。四七、僧祗律卷二四、大正二二、四二三上―四二四下。

## ョアヒム・ワッハ教授を悼む

- 井 直 房

事だつただけに、知る人の胸を強く打つものがある。 事だつただけに、知る人の胸を強く打つものがある。 事だつただけに、知る人の胸を強く打つものがある。 事だつただけに、知る人の胸を強く打つものがある。 事だつただけに、知る人の胸を強く打つものがある。 事だつただけに、知る人の胸を強く打つものがある。 事だつただけに、知る人の胸を強く打つものがある。 事だつただけに、知る人の胸を強く打つものがある。 事だつただけに、知る人の胸を強く打つものがある。

も九十幾歳の高齢であられるが、その血筋の故か先生は、音楽は高名な音楽家メンデルスゾーンで、御母堂 Katharina は今をなし、学識と芸術味に豊かな人柄だつたらしい。母方の祖父をなし、学識と芸術味に豊かな人柄だつたらしい。母方の祖父をなし、学識と芸術味に豊かな人柄だつたらしい。母方の祖父をなし、学識と芸術味に豊かな人柄だったのは、親日家でもあつた先生の父方の祖父は法学者として知られ、親日家でもあつた先生の父方の祖父は法学者として知られ、親日家でもあつた

り哲学博士、三十一歳(一九二九)にしてハイデルベルク大学大学に学び、二十四歳(一九二二)にしてライプチツヒ大学よいに恐ろしく早熟に育て上げる結果となつたといふ。第一次大戦には銃を執つて出征もされた。十九歳(一九一七)の時ミユ戦には銃を執つて出征もされた。十九歳(一九一七)の時ミユ戦には銃を執つて出征もされた。十九歳(一九一七)の時ミユ戦の下、 Chmnitz なる先生の御生家は宛も社交場の如く、両親の下、 Chmnitz なる先生の御生家は宛も社交場の如く、両親の下、 Chmnitz なる先生の御生家は宛も社交場の如く、

権の獲得は一九四六年のことである。 をの獲得は一九四六年のことである。 をして招聘され、三十九年助教授となり、一九四六年(四八一九三五年、米国ニユーイングランドのブラウン大学に客員教一九三五年、米国ニユーイングランドのブラウン大学に客員教に、二十九蔵より同大学の宗教助教授となり、三十七蔵(一九年の獲得は一九四六年のことである。 より神学博士を贈られている。

ブルンナーが或時シカゴ大学を訪ね、教授会のレセプションにはつている。国際基督教大学で日本にも馴染み深いエミール・ま知の人から其の年齢を間違はれ、種々面白いエピソードが伝三巻を出版して学界に名を馳せた。かうした先生だつただけに三巻を出版して学界に名を馳せた。かうした先生だつただけに三巻を出版して学界に名を馳せた。からした先生だつただけに三巻を出版して学界に名を馳せた。からした先生だっただけに一つでいる。即ち処女作 Der Erlösungsgedanke und Seine Deu-出来る。即ち処女作 Der Erlösungsgedanke und Seine Deu-

る。

のあの暖い掌の感触などが、今も懐しい思ひ出として浮んですのあの暖い掌の感触などが、今も懐しい思ひ出として浮んですが先生のお年を実際よりずつと老けたものに見せた。潔癖でドイツ人らしい厳格さもあつたが、分時より洗錬された社交的感覚がユーモラスな表現を伴つて、全体の線を非常に柔らかいも覚がユーモラスな表現を伴つて、全体の線を非常に柔らかいも覚がユーモラスな表現を伴つて、全体の線を非常に柔らかいもでした。にこにことお弟子達を見廻しながら、「お互ひ宗教学のにした。にこにことお弟子達を見廻しながら、「お互ひ宗教学のたいふものは、どうも非常に肥つてゐるか痩せてゐるかのどっちかで、あんまり中間型といふのは無いた「花生は身長五尺五・六寸、白人としてはあまり背の高い方で先生は身長五尺五・六寸、白人としてはあまり背の高い方で

学者としての先生は、偉大な独創家であると共に、又偉大な 組織家であられた。これは一つには、その眼識が周辺科学の末 なに及んで、まことに該博な知識を形成してゐた事にも基因するのであらう。若き学徒としての先生は、Max Weber, Ernst Trocksch, Rudolf Otto の指導を受け、新カント派哲学の影響 るのであらう。若き学徒としての先生は、Max Weber, Ernst Dithey を究め、Husserl, Scheler, Van der Leeuw の現象学 にも深甚な興味を寄せた。宗教学者の常として W. James, Marett, Scherblom 等に負ふところも多いが比較的新らしい Marett, Scherblom 等に負ふところも多いが比較的新らしい がは Whitehead, W. Temple, Brightman, Tillich, Urban, Allport, Johnson, Mensching, Toynbee 等の著を推薦して居 られた。

づ宗教に関する学問は大別して三つに分ける。即ち研究態度に 先生の宗教学の方法と領域は、大略次の如く考へられる。先

六九

アヒム・ワッハ 教授を悼む

Sociology of Religion の四者に分れる。

Sociology of Religion の四者に分れる。

Sociology of Religion の四者に分れる。

Sociology of Religion の四者に分れる。

々は、ultimate realityの種々を意味しない。然らば宗教経験と 意異が起り、宗教現象の多様性が生ずるといふ。宗教経験の種 た文化・社会の子であり、それらに即して現実の生命を営む。 で文化・社会の子であり、それらに即して現実の生命を営む。 を持つてゐたことは、否む訳に行かない。しかし乍ら人は歴史を持つてゐたことは、否む訳に行かない。しかし乍ら人は歴史を持つてゐたことは、否む訳に行かない。しかし乍ら人は歴史を持つてゐたことは、否む訳に行かない。しかし乍ら人は歴史を持つてゐたことは、否む訳に行かない。しかし乍ら人は歴史を持つてゐたことは、否む訳に行かない。しかし乍ら人は歴史を持つてゐたことは、否む訳に行かない。然らば宗教経験に着目することは、シュライエルマツヘル以来の伝統であるが、先生の場ことは、いばいる宗教経験に着目することは、いばいない。然らば宗教経験に着目することは、いばい面はない。然らば宗教経験に着目する

は一体何であるか。

to act)といふ。換言すれば宗教経験とは ultimacy に対する it involves an imperative, a commitment which impels mar ate reality) であり、第三に 人間の為し得る最も強烈な経験 nse to what is experienced as ultimate reality) をいひ、第 出版の 論オツトーであつて、御講義中にも例の mysterium, tremen-先生の宗教学の一般概念に、より本質的な影響を与へたのは勿 者ブライトマン其の他の影響も見られるやうだが、しかし乍ら つて居られた。 叙上の criteria の若干にはボストン大学の哲学 これらの全てを学的操作の過程におけるハイポセシスとして扱 的にして且つ④実践的なものであることになる。而して先生は 感応として ①objective reference たり得、②統体的、 は置かない強制・駆り立てを含む (practical, that is to say, あり、第四に実践的なもの、即ち人をして何事か為さしめずに (the most intense experience of which man is capable) ( sponse of the total being to what is apprehended as ultim-二にそれは人間の全身全霊を挙げての統体的感応(a total re-が究極の実在として経験する所のものに対する感応(a respo-四つの formal criteria に拠れば、宗教経験とは、第一に人間 祖述すると共に、はじめに先づ宗教経験における実在の客観性 て他の諸経験と区別されるといふ。而してワッハ教授はこれを の領域であり、宗教経験は numinous なるカテゴリーに属し (objective quality) が説かれねばならぬとする。一九五一年 ルドルフ・オットーによれば、 Types of Religious Experience に提起された先生の 宗教の領域は〃 聖なるもの

dum, fascinosum が幾度か繰返されるのだつた。

益だとされる。 益だとされる。 本だとされる。 かくて敢てマレツトの語を引くまでもなく、宗教はあらゆる かって敢てマレツトの語を引くまでもなく、宗教はあらゆる がいて敢てマレツトの語を引くまでもなく、宗教はあらゆる がいて敢てマレツトの語を引くまでもなく、宗教はあらゆる がいて敢であらうが、これら三要素のどの一つでも、全然欠 が表出――に分けて考へられた。「勿論その発達の程度やテ 学的表出――に分けて考へられた。「勿論その発達の程度やテ 学的表出――に分けて考へられた。「勿論その発達の程度やテ 学的表出――に分けて考へられた。「勿論その発達の程度やテ 学的表出――に分けて考へられた。「勿論その発達の程度やテ 学が表出を、互に絡み合つて存在する三分野―知的・実践的・社会 表出を、互に絡み合つて存在する三分野―知的・実践的・社会 大きなのがけに、神話や儀礼成立の先後関係を論ふことは無 達するものだけに、神話や儀礼成立の先後関係を論ふことは無 達するものだけに、神話や儀礼成立の先後関係を論ふことは無 達するものだけに、神話や儀礼成立の先後関係を論ふことは無 達するものだけに、神話や儀礼成立の先後関係を論ふことは無 達するものだけに、神話や儀礼成立の先後関係を論ふことは無 されたとされる。

論議と、それらの変容が説かれる。名著 Sociology of Religion たい宗教集団の類型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の括し、宗教集団の類型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の活し、宗教集団の類型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の活し、宗教集団の類型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の活し、宗教集団の類型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の活し、宗教集団の類型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の括し、宗教集団の類型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の括し、宗教集団の類型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の括し、宗教集団の類型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の括し、宗教集団の類型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の指し、宗教集団の類型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の括し、宗教集団の発型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の指し、宗教集団の発型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の指し、宗教集団の発型・本質・構造・統合手段・宗教的権威者の制造を関する。これらの対象となる。第二の分野の対象となる。第二の分野の対象となる。第二の分野の大会に関する。これらの対象となる。第二の分野の大会に関する。

なる時処の観念、力としてのヌミノーゼの認識、cosmic orderなる時処の観念、力としてのヌミノーゼの認識、cosmic orderを他の社会集団と区別する時徴の第一は、前者が宗教経験集団を他の社会集団と区別する時徴の第一は、前者が宗教経験集団を他の社会集団と区別する時徴の第一は、前者が宗教経験集団を他の社会集団と区別する時徴の第一は、前者が宗教経験集団を他の社会集団と区別する時徴の第一は、前者が宗教経験集団を他の社会集団と区別する時徴の第一は、前者が宗教経験をは、挙げて此の分野の研究に捧げられたものだつた。宗教一巻は、挙げて此の分野の研究に捧げられたものだつた。宗教

の問題が注意さるべきである、と。

総じて先生のお説は、劃然たる体系を備へ、理路整然たるもり其の存在が貴重がられてゐた。 ・其の造語を物語るものであつた。他方には又、確たる哲学神学を付信はと協力してそれを動かして居られたのも、さうした方の学的交流は寧ろ人類学系統の学者達との間に活潑だつたような感さへある。Committee on History of Culture を組織し、な感さへある。Committee on History of Culture を組織し、な感さへある。Committee on History of Culture を組織し、のだつただけに、時にあまりにも組織的で、ダイナミックスののだつただけに、時にあまりにも組織的で、ダイナミックスののだっただけに、時にあまりにも組織的で、ダイナミックスののだっただけに、時にあまりにも経験的で、ダイナミックスののだったがは寧ろ人類学系によりによりに、対したのは、対した、理路整然たるもり其の存在が貴重がられてゐた。

シカゴ大学神学校(大学院)は内部に七種の講座系列を持ち

プヒム・

ワッハ教授を悼む

二講座は必修)。 間に先生の手掛けられた講座は次のやうなものである(最初の ちワッハ教授は一乃至二を指導されるのだつた。過去四・五年 担任だつた。一学期間(三ケ月弱)の講座数は二乃至三で、う 東及び東南アジア関係の講座を担当されたが、他は殆ど先生の に、一九五二年から立教大学出身の北川三夫氏が加はつて、極 宗教学はその一を占めてゐる。宗教学のスタツフは先生のほか

nfucianism). Living World Religions (Islam, Hindu, Buddhism, Co-Introduction to the Study of the History of Raligions.

Primitive Religions

The Religions of East Asia

Universals in Religion.

Comparative Dectrine (Judaism, Islam, Zoroastrianisim,

Comparative Ethics

Method of the Sciences of Religion

Mysticism in the East (Jewish, Moslem, Hidu).

Semsnar: William James, William Temple, Paul Tillich and the History of Religions.

Seminar: Religious Experience and Its Expression

プリンストン大学に一年間出張講義される御予定だつた。近来 先生は今夏、六月中旬スイスに向はれ、九月初旬帰米の後は Seminar: History and Theory of Hermeneutics

> 学徳を傷つけることを衷心よりお詫び申上げたい。 も大きな発言権を持つて居られた先生の御逝去が、各方面に齎 正統を継ぎ、アメリカ大陸での第一人者として国際宗教学会に 期に、卒然として先生は世を去られた。往年のドイツ宗教学の ただけに、その発表の日が待たれてならなかつたのである。 やや寡作で、しきりと学説の新展開を期し、満を持して居られ らす空隙を思ふとき、その損失は計り知れないものがある。 兹に謹んで哀悼の誠を捧げると共に、拙い小文により恩師の 五十七歳という人生の円熟期、学者として最も充実した活動

(著作目録)

Der Erlösungsgedanke und seine Deutung (Leipzig: J.C. Hinrichs, 1922).

Religionswissenschaft, Prolegomena zu ihrer wissenschaftstheoretishen Grundlegung (Leipzig: J. C. Hinrichs,

Meister und Jünger, Zwei religionssoziologische Betrachtungen (Tübingen: J. C. B. Mohr, 1925)

Die typenlehre Trendelenburgs und ihr Einfluss auf Dilbingen: J. C. B. Mohr, 1926). they, eine Philosophie und geistesgeschtliche Studie (Tü-

Das Verstehen, Grundzüge einer Geschichte der hermeneutischen Theorie im 19 Jahrhundert | --- | (Tübigen: J. C. B. Mohr, 1926—33).

Einführung in die Religionssoziologie (Tübingen: J. C, B,

Mohr, 1931).

Typen per religiöse Anthropologie (Tübingen: J.C.B.

Mohr, 1932).

Seciology of Religion (Chicago; University of Chicago Press, 1944).

ess, 1944). Sociology of Religion"; Twentieth Century Soci

"Sociology of Religion"; Twentieth Century Sociology, Chapter IV (New York: The Philosophical Library, 1945)
Types of Religious Experience, Christian and Non-Chris-

tian (Chicago: University of Chicago Press, 1951).

書

### 学論集』 宮本正尊教授還曆記念論文集『印度学仏教宮本正尊氏編『大乘仏教の成立史的研究』

研究は、歴史性と真理性の実証でなければならない。仏教は歴文科学のうちに正しく位置づける為にも着手せねばならぬ基礎ぎた。こうした世界情勢の中に仏教を現代に生かす為にも、人やく日本アジア協会の創設を見た。それから既に八十余年が過努力の成果であつた。近代研究に遅れた日本でも明治六年ようジョーンズ卿によるアジア協会の創立以来一七〇年の絶えざる世界の東洋研究は長足の進歩を遂げた。それは一七八四年W・世界の東洋研究は長足の進歩を遂げた。それは一七八四年W・

図で書かれている。で、現代に於ける仏教の歴史性と真理性を実証しようとする意で、現代に於ける仏教の歴史性と真理性を実証しようとする意の綜合研究『初期並びに中期大乗仏教の成立史的研究』の成果前書『研究』は宮本正尊博士を代表とする昭和26、27両年度

史と真理にかなうところに特色があると表現せられる。

乗仏教の成立史的基盤②大乗仏教の倫理思想③大乗仏教の論理士が研究担当者となり、多数の助手研究生を協力者として①大そのメンバーは花山、川田、結城、水野、中村、平川の諸博

れている。そしてそこには次の如き成果が報告されている。の社会背景⑦大乗仏教の教団史的性格の七項目に主題が配分さ思想④インド思想と大乗仏教⑤大乗経典の性格⑥大乗仏教成立思想④インド思想と大乗仏教の大乗経典の性格⑥大乗仏教成立

が部派仏教に発達した各種の教理を空観とにらみ合わせつつ体 起つた新しい宗教理念である。 は新しい阿毘達磨たる唯識の観念哲学的偏向を補正するために 観中道に貫かれた唯識教理である。 性三無性・五重唯識観・転識得智・無住処涅槃など、何れも空 のは唯識哲学と涅槃・勝鬘等の大乗経典である。唯識中道・三 大栗仏教を基礎づける原理となつた。そしてこの思想基盤の上 縁起・無我・空・仮・中道の理念が総合融一されて、思想的に に力を尽した結果生れたのが阿頼耶識である。④龍樹によつて 像等の表面心の諸研究を総合したばかりでなく、潜在心の研究 績であるが、新しい唯識哲学はこれらの感覚・知覚・思惟・想 貴重な学的所産であつて、部派仏教の阿毘達磨研究の大きな功 代の社会的背景を検討した。③仏教心理学は仏教を特色づける 思想に歩調を合わせるために、またギリシャ・ローマ・中央アジ 龍樹の批判に刺戟されて対立的に思想陣営を整備した印度一般 本とする実践哲学として新時代の要請に応じたものである。 上に見出されるが、その構造は般若と慈悲を両翼とし正見を根 に組織されたのが中期大乗である。なかんづくその顕著なるも て進歩的な新思想を採用し、加上せしめるに至つたカニシカ時 ア・シナにわたる国際的な文化交流に応ずるために、仏教をし ①大乗倫理の性格は身心にわたる業道思想、特に十善業道 ⑤唯識大乗は龍樹以後の思想家 また仏性・如来蔵・真如等

)

が起つたばかりでなく、後には文殊の清凉山、観音の補陀落山が起つたばかりでなく、後には文殊の清凉山、観音の補陀落山とともに、阿閦の東方浄土や彌陀の西方浄土の如き他方仏国説を超えた新しい理念によつて維持された形跡がある。⑦一仏一世界の構想は原始仏教以来の伝統であつたが、大乗仏教になつて十方諸仏の浄土が説かれた。しかし説き方は多種多様であつた。「心浄土浄」の理念からして大乗教団は新流行の仏塔崇拝と乗ばは発生しなかつた。従つて大乗教団は新流行の仏塔崇拝と乗ば成要素を明らかにした。⑥大乗仏教としては従来の小乗律不的に組織したものである。その発達過程を成立史的に検討し系的に組織したものである。その発達過程を成立史的に検討し

年間に亘る東京大学の教壇を後に退官された。博士の還暦を祝宮本博士は昭和二九年三月停年に達せられ、講師以来三十一

頒布一、二〇〇円)(春日井真也) 昭布一、二〇〇円)(春日井真也) 関するため花山・辻・結城・中村の諸博士によつて編集された 質するため花山・辻・結城・中村の諸博士によつて編集された の本学の新らしき出発を意味するものと慶賀せねばならぬところ 数学の新らしき出発を意味するものと慶賀せねばならぬところ 数学の新らしき出発を意味するものと慶賀せねばならぬところ 数学の新らしき出発を意味するものと慶賀せねばならぬところ 数学の新らしき出発を意味するものと慶賀せねばならぬところ 数学の新らしき出発を意味するものと慶賀せねばならぬところ であろう。(A5版 IV+618+1四 昭和二九年七月三省堂会員 であるう。(A5版 IV+618+1四 昭和二九年七月三省堂会員

売切れになり重版を望む声が多い〕(附記、前書『大乗仏教の成立史的研究』は発行後間もなく

## 福田堯穎著 天台 概 学 論

の如き地方的浄土観も生れた。

ちしめたところであろう。 あり、学界、教界から渇望されていたのは類の少本書の刊行ほど、学界、教界から渇望されていたの地論書が他にいことである。上梓が発表されるや、忽ち予定を超過し増刷にいことである。上梓が発表されるや、忽ち予定を超過し増刷にいことである。上梓が発表されるや、忽ち予定を超過し増刷にいことである。上梓が発表されるや、忽ち予定を超過し増刷にいたといる。

も、断わられたが、老師の学解を慕う有縁の方々にのみ領つ非情んぜられなかつた。たまたま米寿を記念 して の 本書の刊行の謙虚な精神は、門下の過去幾度かの切望にも、著書の出版をまでもないが、学徳兼備、とくに名利の念を全く離れられ、それ田大僧正が天台教学の巨頭で、あつたことは、今更述べる福田大僧正が天台教学の巨頭で、あつたことは、今更述べる

七五

宝珠」と云うべきものとなり得るであろう。のであるから、後学晩進の学徒にとつては、全く得難い警中ののであるから、後学晩進の学徒にとつては、全く得難い警中のどうり「大僧正畢生の大著述というべき書が刊行公表せられた承諾を得たのである。この気持で読んでこそ、字井博士の跋文売品として、騰写印刷に代える軽い気持でということで、漸く

すべき類書なく、又台密の篤学者少き今日、とくにその教理の論諍、教理、流伝史等と詳説してゐる。台密に関して本書に比るが、台密の成立からその相承、所依経典、教判、台東両密の第二巻は天台密教概説で、師のとくに開拓されたところであ

第三巻は円戒概説で、電澄の円頓戒創唱から、円頓戒要義、 第三巻は円戒概説で、電澄の円頓戒創唱から、円頓戒要義、 精神は、師の思索と実践の帰結と考えられ、附録の「天台宗の 精神は、師の思索と実践の帰結と考えられ、附録の「天台宗の 精神は、師の思索と実践の帰結と考えられ、附録の「天台宗の 精神は、師の思索と実践の帰結と考えられ、附録の「天台宗の 精神は、師の思索と実践の帰結と考えられ、附録の「天台宗の た家安心」と併せ読むとき、当巻の占める位置が判然とする。

「附記、本書刊行会では今年九月五○○部限定重版するという」たのは、誠に惜みても余りあるものがある。(塩入亮忠)なが)、本書に詳述されなかつた諸点についての講説を仰望しるが)、本書に詳述されなかつた諸点についての講説を仰望しと徳行とが、どの頁にも滲み出て、師の学徳に接する思いであと徳行とが、どの頁にも滲み出て、師の学徳に接する思いである書は、云はば宗門人の概論であつて、〔師八十余年の学解本書は、云はば宗門人の概論であつて、〔師八十余年の学解

# 本 号 教 筆 者 紹介 本 号 教 筆 者 紹介 平 川 彰 東京大学助教授 平 井 直 房 国学院大学教授 協 瀬 襄 爾 龍谷大学教授 協 瀬 襄 爾 龍谷大学教授